

第四十八回国会 参議院商工委員会會議録第十四号

昭和四十年四月二十二日(不曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

四月十三日

岸田 幸雄君

佐野 廣君

井川 伊平君

四月十五日

小林 英三君

四月十六日

佐野 廣君

川上 為治君

赤間 文三君

鈴木 一弘君

向井 長年君

四月二十一日

後藤 義隆君

紅露 みつ君

小林 英三君

浅井 亨君

田上 松衛君

補欠選任

前田 久吉君

補欠選任

小林 英三君

梶原 茂嘉君

補欠選任

佐野 廣君

補欠選任

小林 英三君

補欠選任

後藤 義隆君

紅露 みつ君

赤間 文三君

郡 祐一君

鈴木 一弘君

向井 長年君

補欠選任

野田 俊作君

委員長 理事

豊田 雅孝君

上原 正吉君

大谷藤之助君

中田 吉雄君

向井 長年君

植垣弥一郎君

郡 祐一君

斎藤 昇君

野田 俊作君

前田 久吉君

阿部 竹松君

大矢 正君

樺 繁夫君

鈴木 一弘君

奥 むねお君

櫻内 義雄君

岡崎 英城君

熊谷 典文君

伊藤 三郎君

中野 正一君

小田橋貞壽君

律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

今日は、理事の補欠互選を行なった後、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案、中小企業関係三法案及び海外経済協力基金法改正案の審査を順次行なうこととなりましたから、御了承を願います。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、委員の異動について御報告いたします。

十三日、岸田幸雄君が辞任され、その補欠として前田久吉君が選任され、十四日、井川伊平君、佐野廣君が辞任され、その補欠として梶原茂嘉君、小林英三君が選任され、二十日、向井長年君、鈴木一弘君が辞任され、その補欠として田上松衛君、浅井亨君が選任され、昨日、田上松衛君、浅井亨君が辞任され、その補欠として向井長年君、鈴木一弘君、郡祐一君が選任され、本日、赤間文三君が辞任され、その補欠として野田俊作君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事が二名欠員となっておりますので、その補欠互選を行ないます。互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のありの方は順次御発言を願います。

○奥むねお君 高圧ガスの問題は、このご家庭でも急激に伸びまして、それがなければやっていけないくらいな普及状態でございますけれども、それだけに品不足がいわれております。また、品不足も影響しているのではありませんか。また、品量が入っていない。これは原料補てんと申しますか、あるはずのものが足りないということではないか、あるはずのものが足りていない。で、一昨年の国会でも私その問題について質問いたしましたけれども、行政指導をしていきます、あるいは啓蒙運動をいたしますというふうなことを答弁されただけでございますが、その後どのように行なわれていたのでしょうか。また、それによって効果があがっているかどうかということをお願いしたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) いま奥委員のお尋ねはLPガスのことだと思っております。現在地域によりまして、お話のように非常に不足をしている。そのために御家庭に御迷惑もかけておる。あるいは極端なところはガスの入手のために、多少社会不安的な面もあるということを聞いておりますので、私のほうの担当は鉱山局に当たりますので、鉱山局長をして実情を見させております。また業界との懇談もさせております。あるいはこの地域的な不均衡についての是正にもつとめさせておりますが、いまだその効果が十分あがっておらない

出席者は左のとおり。

赤間 文三君

野田 俊作君

小林 英三君

郡 祐一君

浅井 亨君

鈴木 一弘君

田上 松衛君

向井 長年君

辞任

岸田 幸雄君

佐野 廣君

井川 伊平君

小林 英三君

佐野 廣君

川上 為治君

赤間 文三君

鈴木 一弘君

向井 長年君

後藤 義隆君

紅露 みつ君

小林 英三君

浅井 亨君

田上 松衛君

向井 長年君

補欠選任

前田 久吉君

小林 英三君

梶原 茂嘉君

佐野 廣君

補欠選任

後藤 義隆君

紅露 みつ君

赤間 文三君

郡 祐一君

鈴木 一弘君

向井 長年君

補欠選任

野田 俊作君

のは非常に残念であります。要は絶対量の不足にあることは申すまでもないのでございまして、極力スポットの輸入などの手配もさせておりますし、まずこの寒さの時期も終わって、大体需要も減退する時期にもなりましたので、この冬季の問題というものはまことに申しわけないことであります。が、気候的なことで、最終的にはまあ不安が除かれてきておるといふようなことでございします。昨日も私局長に申しまして、ことしのようなことを再び繰り返してはいけないのであるから、今度の冬に対する施策については十分いふから練って、万端漏のないようにせよと、こういうふうな手配をしておるような実情でございします。

をして、さようなことのないように十分つとめておるのであります。私どもとしては十分やつておる考へではございしますが、何といつても数の多い販売店のことでございまして、結局モラルの不足と申しましようか、いま御指摘のような事実、量目不足のものがあつて、また非常にそのことによりおしかりも受けておるわけですが、どうもこの一軒一軒に全部監視を付けるというわけにも事実上いかに問題でございします。奥委員にこういうことを申し上げれば、それは手ぬるしい言われるかもしれないが、正直に申し上げまして、私どもとしても、実際はほんとうにきめ手がないために非常に残念に思つております。しかし、そうも言っておれませんので、極力取り締まりを厳重にする、業界に警告もする、監視もする、こういうことで善処をしておるようなわけでございします。

る啓蒙運動というものは、これはもう私どもがそういうことをするまでもなく、十分家庭のほうでは配達された場合に、これが量目が十分であるかないかという判断を大体されていふところのなから、それを受け取らずにはおれないといううなことが実情ではないかと思つてございします。て、根本は、結局この需給の見通しをはきりつかんで、そしてLPGの供給不足を起さない、これが潤沢になっていけばこの問題は解決することになりますから、したがって、もう過ぎたことについてはこれはおわびする以外にないのでございします。期する、これが一番大事じゃないか、こう思ひます。

Gを使わねばもう採算が合わぬのでございします。今度税金がかかることになりましたが、ですから、自動車の免許権を取つても、一台当たり権利が非常に安くなつて、合わぬようになっていふのに、LPGガスを使うなといつても、これはなかなか運輸省もそういうことはできないと思つた。料金は、もう百円なり八十円なり七十円なりで頭打ちして、なかなかできないので、それは私は実際不可能だと思つた。その点と、それからいま奥先生の質問の量の不足ですが、値上りを待って、かなりの在庫があつても出さぬといふようなものもあるといふことですが、こういうものには手は打てぬのです。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま中田委員のおっしゃる通りに、事実上LPG使用の自動車の抑制ということはお話のとおりでございします。しかし、そうかと言つてこのLPG使用の車がもしどんだんふえるといふことについては、この次の冬の需要期などについて一そう問題を起こす、こう思つたのでございします。この点については運輸省と緊密な連絡の上に、やはりLPG使用の車の抑制については、ある程度考へていかなければならぬのではないかと。むしろこの点は十分わかつていふのでございします。運輸省でもなかなかこれは行政上むずかしい点があるかと思ひますけれども、極力その点は協力を要請していきたいと思つたのであります。

もう一点は何でございしたか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私どものほうの局長に調査をさせました場合に、まあいわば量目不足と申します。量が不足している場合があることは事実のようでございしますが、これにつきましては、業界に対して厳重にさようなことのないように申しておるわけにございしますが、何としてもその各販売店全部に目が配れないのでございします。で、現実にはいづゆる量目不足の場合があるといふことは非常に遺憾に思つております。

○奥むめお君 いま大臣は道義の問題だとおっしゃいますけれども、道義の退席が今日のようにひどい世の中で、道義に隠れては私は何事もならないと思つて、正しいことは、ですから、そこには監督、指導、啓蒙といふことが伴わなければならぬと思つてございします。私どもも婦人団体に何ししておりますかと言いますと、こういう問題の啓蒙あるいは理解を願うといふふうな働きかけが、何も行われていないと思つた。これは役所に予算を持てているのでしから、少しその予算で各家庭のほうへ行き渡るように、ガスを使うときの注意とか、あるいは目方のごまかしのとときにはこうすべしといふふうな問題を普及徹底させてくだすべしといふふうな問題でございします。力足りない。一体通産行政は非常にそれが足りないと思つたので、いかがでございします。

○国務大臣(櫻内義雄君) 御指摘を受けますれば、お答えのしようがないのであります。現実にはわれわれとしては十分注意も払い、また元売りの中央協議会であるとか、あるいは小売りの全商連などに對して指導もいたし、あるいは家庭に對する啓蒙運動というものは、これはもう私どもがそういうことをするまでもなく、十分家庭のほうでは配達された場合に、これが量目が十分であるかないかという判断を大体されていふところのなから、それを受け取らずにはおれないといううなことが実情ではないかと思つてございします。て、根本は、結局この需給の見通しをはきりつかんで、そしてLPGの供給不足を起さない、これが潤沢になっていけばこの問題は解決することになりますから、したがって、もう過ぎたことについてはこれはおわびする以外にないのでございします。期する、これが一番大事じゃないか、こう思ひます。

○奥むめお君 重ねて大臣に伺ひますが、いまは陽気もよくなつたから品不足も緩和された、こういうことのようにございしますけれども、絶対量が足りないといふことは、どういふふうにしてこれから私たちに安心させていただけませんか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 国内生産ももとよりでございしますが、輸入に負うところが多いのでございします。昨年私が就任以降、三ばい船を認めまして、そして輸入量をふやすようにしております。これが予定どおり建造されて入つてくるといふことになれば、これは相当需給の緩和に役立つと思ひます。また、船が逐次できるものでございしますから、その間の穴埋めはどうするか、これについては、いまからスポット物を十分確保するようには手配をさせております。相当次の冬まで期間がございしますから、その間にスポット物は獲得できると、こう思ひます。なお、現在家庭用について

の不安が非常に大きいのでございしますから、運輸省とも相談いたしまして、LPGを使用する自動車のほうをできるだけ抑制をしていくようにしたらばどうかといふようなふうな、具体的に案を立てていけるわけにございします。

○中田吉雄君 私は、自動車のことはかなり関係して知つてゐるのですが、いまの料金では、LPGを使わねばもう採算が合わぬのでございします。今度税金がかかることになりましたが、ですから、自動車の免許権を取つても、一台当たり権利が非常に安くなつて、合わぬようになっていふのに、LPGガスを使うなといつても、これはなかなか運輸省もそういうことはできないと思つた。料金は、もう百円なり八十円なり七十円なりで頭打ちして、なかなかできないので、それは私は実際不可能だと思つた。その点と、それからいま奥先生の質問の量の不足ですが、値上りを待って、かなりの在庫があつても出さぬといふようなものもあるといふことですが、こういうものには手は打てぬのです。

○国務大臣(櫻内義雄君) まあ結局これは道義的な問題だと思つた。もちろんこういう事実があるものでございしますから、警察も協力をして、あるいは業界自身におきましては抜き打ち検査などをして、さようなことのないように十分つとめておるのであります。私どもとしては十分やつておる考へではございしますが、何といつても数の多い販売店のことでございまして、結局モラルの不足と申しましようか、いま御指摘のような事実、量目不足のものがあつて、また非常にそのことによりおしかりも受けておるわけですが、どうもこの一軒一軒に全部監視を付けるというわけにも事実上いかに問題でございします。奥委員にこういうことを申し上げれば、それは手ぬるしい言われるかもしれないが、正直に申し上げまして、私どもとしても、実際はほんとうにきめ手がないために非常に残念に思つております。しかし、そうも言っておけませんので、極力取り締まりを厳重にする、業界に警告もする、監視もする、こういうことで善処をしておるようなわけでございします。

○奥むめお君 いま大臣は道義の問題だとおっしゃいますけれども、道義の退席が今日のようにひどい世の中で、道義に隠れては私は何事もならないと思つて、正しいことは、ですから、そこには監督、指導、啓蒙といふことが伴わなければならぬと思つてございします。私どもも婦人団体に何ししておりますかと言いますと、こういう問題の啓蒙あるいは理解を願うといふふうな働きかけが、何も行われていないと思つた。これは役所に予算を持てているのでしから、少しその予算で各家庭のほうへ行き渡るように、ガスを使うときの注意とか、あるいは目方のごまかしのとときにはこうすべしといふふうな問題を普及徹底させてくだすべしといふふうな問題でございします。力足りない。一体通産行政は非常にそれが足りないと思つたので、いかがでございします。

○中田吉雄君 在庫があるのに値上がりを待つて……。

○国務大臣(櫻内義雄君) わかりました。非常に逼迫をしまして、実情を調べましたところが、地域によると、在庫がある。それにもかかわらず売り惜しんでいるといふことがございします。しかし、これについては相当厳重に警告をいたしまして、こういう事態であるから協力をせよといふうなことで、これは効果が上がったと私は思つておるのであります。もし現実には在庫があつて、

……。

○政府委員(伊藤三郎君) 御質問の高圧ガスの生産、消費の実績でございますが、三十九年度の数字を申し上げますと、酸素が生産が二十四億四千

○政府委員(伊藤三郎君) 液酸につきましては、御指摘のとおり三十一年の法律改正によりまして消費部面の規制をいたしました。そういうこともありまして、一方保安の技術の向上もありまして、事故が逐次減つてまいっておるわけでございます。液化石油ガスにつきましては非常に三十三年、四年一般の家庭の消費がふえております。したがいまして、消費先での取り扱いのふなれによる事故というようなものが非常にふえてまい

○中田吉雄君 この事故で一番大きいのはアンモに徳島県下で丸善石油ガスのプロパン、ブタン混合ガスの噴出着火事故がございましたし、また無許可の充てん所でのガス漏洩の火災事故も二件ございました。こういう事情で三十三年、四年に死傷者、災害金額ともに多くなっておる状況でございます。これはやや偶発的な事故ではないか、偶発的な事情による災害の増加というふうに考えております。

○中田吉雄君 この事故で一番大きいのはアンモ

ンによって化学原料を安全にコントロールして製品をつくらなければならないという点について研究を推進しなければならぬと考えております。こういうものにつきましても、もちろん各企業におきましてそういう事故のないように十分な研究、試験を重ねておるわけですが、通産省といたしまして、計測装置等の研究につきましても、工業技術院の研究補助金のうちで、特定項目として、これを大いに推進するような措置を講じております。また直接国の試験所を使いまして、爆発等の実験も四十年間において実施をする準備を進めておる次第でございます。

○中田吉雄君 とうとう二億五千万円もあるといううのは、やはり今回提案されようとしている特定化学工業保安法案といううなものなしに、完璧を期せぬのじゃないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○政府委員(伊藤三郎君) 特定化学工業保安法の構想としては、前回も御説明いたしましたように、自主保安の強化を中心といたしまして、運転設備等についての規制を考えたいわけでございます。現在アンモニア製造設備につきましては、高圧ガス取締法の対象になっておる部分が装置のほとんど全部でございますので、法律の規制のしかたをいたしましては、新しい法律によりまして、そう異なる点はないと思うのであります。ただ、新しい法律で考えましたのは、業界の自主保安の強化という点を中心としております。そういう面におきまして、法律上も自主保安をうたわれようということになりますと、経営者の考え方もそのようになりますのであります。そういう点につきまして、現在特定化学工業保安法案のような法律がございせんので、私も業界のおもな方法と協議をいたしまして、まず経営者、幹部の保安意識の高揚、さらにそれに基づきまして諸般の対策をいかに講ずるかということとを密に協議をしておる次第でございます。

○中田吉雄君 LPガスは、ただいま奥委員も質問されたように、消費はまあ非常にふえると思う

のです。そして事故の発生も非常に多くなるかもしれません。これまでも消費の増大につれてふえているわけですが、そこで、やはり今回の改正というものが、そういう事故の発生のある原因があるかと思うのですが、原因別に十分つづを押しえていかどうか。まず発生事故別の原因の分類をお示しいただきたい。どういふ原因で事故が起きているか。

その点ともう一つは、それと関連して今回六つばかりの改正の事項が出ていますが、いただいてる資料の「液化石油ガス(LPG)充てん処理に対する現行規制の概要」というのがありまして、それによると、事業の開始、製造の施設の基準、完成検査、作業主任者、被害予防規程の作成、保安教育、あるいは保安検査とか定期自主検査とか、立ち入り検査とかいろいろあるが、一体そういう原因別にまず分類してみても、この十二の規制事項のどのことと関連で今回の改正で十分そのLPガスの事故を防ぎ得るか。そういう関連でこの事故を分類して説明してみてもえませんか。十分質問の要旨がわからぬかと思いますが、LPガスの事故は人的な原因あるいは物的原因、あるいは消費先なり事業所なり、どういふふうな原因別にきて、そして現行の規制の十二の事項のうちでどのことと関連が一番多くて、どこをどういふふうに改正したらいいか。この六つばかりの今回の改正事項で間に合っているかどうかという点の御説明をお願いいたします。

○政府委員(伊藤三郎君) まずLPガスの事故の原因の分析でございますが、昭和二十九年以降三十八年までの過去十年間に発生しましたLPガスの事故は三百二十四件でございます。そのうち二百九十二件が消費先で起こったものでございませう。原因は大部分が単なる取り扱いの誤りというふうな人的原因が大部分でございます。さらにこまかく申しますと、消費先の事故では、容器のつけかけ作業の際、調整器、配管類の取りつけの不良、誤って予備容器のバルブを開いたもの、粗暴な取り扱いによるもの等によるガス漏れが多く、

容器の交換時にガスを漏らした場合、大体近くに火気があったため引火して大火を起こしております。物的原因によるものとしましては、三十二件でございますが、このうち容器のバルブ、安全バルブ等の取り扱いが不良でありましたものが二十四件でございます。

次に、事業所内の災害では、充てん所、販売店の災害二十四件のうち、三分の一の八件が無許可で充てんをしたものでございます。したがって、通風不良等充てん施設が不完全であり、取り扱い者も経験未熟の者が当たっていったといううな点が原因でございます。

消費先の事故につきましては、屋外に容器を設置するように、あるいは予備容器を併置すること、禁止するとか、消費者自身で容器の交換作業をやらせないようにする、そういう行政指導を強力に進めまして結果、最近におきましては、家庭での事故は非常に減つておると考えております。

次に、今回の法律改正との関連でございますが、今回の法律改正の主眼といたしておりますのは、第一に高圧ガスの大量消費工場に対する規制と、第二にLPガスの容器の付属品につきましまして、通産省令で定める規格のものを使用せよという点でございます。LPガスの事故と関連いたしますのは、この第二の点でございます。従来LPガスの充てん所で作業員のふなれとか、あるいは取り扱いの不良、そういうようなことが原因になっておるのでございますが、今回改正いたしましたので、液面計とか圧力計とか、緊急遮断弁とか、そういう付属品を通産省の規格のものををつけさせるというようにしまして、そういう不注意、ふなれを防止できるのではないかと。たとえ

ば、いままでありました事故でも、過重充てんというふうな事故がございまして、パイプがはずれたというふうな事故がございまして、こういうものは液面計をつけることによりまして、過重充てんを防げるという点がございまして、また配管につきましても、構造を規定いたしましたので、はずれにくいものにするということによりまして、こういう事故の絶滅を期することができると考えております。

○中田吉雄君 ちよっとお尋ねしますが、いただきました資料によると、今回の改正事項を見ますと、六つばかりありますが、そうすると、この事故原因別の分類、直接原因とありますが、調整器の取りつけの不良とか、誤って予備容器の弁を開く、こういう代表的に多いものは、法改正のどこと該当するのですか。

○政府委員(伊藤三郎君) その一般消費先におきまして調整器の取り付け等の点につきましては、これは今回の改正ではなくて、前回の改正におきまして、販売業者に対する規制を強化いたしております。で、販売店がそういう施設につきまして、通産省令で定める基準に従った施設をさせるようにいたしております。したがって、現在やっておりますのは、そういう販売店が十分LPガスに関する基準を守りまして、必要な施設をし、さらに販売業者が消費者に対して十分な啓蒙をするということとをさせております。そういう点で事故を防がれると思っております。

○中田吉雄君 この許可なしにやったといううなことと起きたのは、これはどこにありますか、この事故別の分類では。

○政府委員(伊藤三郎君) この事業所の事故の中に入っております、無許可という原因ではなくて、そこにはあります器具、配管取り付け不良とか、あるいは受け入れ側で容器閉止のまま流し込み充てんをしたためホースがはずれた、いろいろ書いてございます。実はこの中で原因別に分け入っております。八件というものは一つには出ておらないわけでございます。

○中田吉雄君 許可なしにやったのは罰則規定があるのですが、ただいま言われたようなものがあるにそれにあたるわけなんですか。

○政府委員(伊藤三郎君) いや、私が申ししたのはその項目の例を申ししたので、実は八件がどこに入っているのかというの、ただいまのところちよっとわかりかねます。

○中田吉雄君 これは私だけが資料をいただいているので、実はこういうものを持ってこつこつやると恐縮なんですけれども、なるべくやはり皆さんに事前に、要請なしでもお配りして、それからやっていただいたほうがいいんじゃないかと思うのですが、その点は希望を申し上げておきます。

この配付されました「高圧ガス取締法の一部を改正する法律新対照表」というものの二ページに、これまで液化酸素は対象だったわけでしょう。それが五百キログラムであったものをこういうふうにして、それ以下のものは対象外になったのですが、心配はないのですか。その理由をお尋ねします。

○政府委員(伊藤三郎君) 工場で大量に消費します形態を考えまして、この限度量をきめたわけでございます。現在におきましては、タンクローリーによりまして三千キログラム以上のタンクに貯蔵して使用する実態になっております。液酸を規制しました当時と比べて消費の実態が変わっておりますので、この三千キロに上げまして十分安全であると考えております。

○中田吉雄君 タンクローリーの関係だけなんです。私そういう技術的なことはわからぬのですが、これまでは五百キログラムが対象になっておったのに、三千キロと液化アンモニアや液化石油ガスや同じようなことになったのですが、タンクローリーの関係だけですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 主としてタンクローリーが普及したためでございますが、さらに液酸につきましても、従来の経験によりまして保安技術も非常に向上してまいっております。そういう点を考えた次第でございます。

○中田吉雄君 このたまたまの参照条文の第二十四条の三ですが、3の末尾ですね。三ページのしるまいのほうに、「若しくは移動し、又はその技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。」命ずるとはいいわけなんです。三十四条にも「販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずることができる。」こういうの

は、やはり法のていさいとしてそうなるんですか。命ずるといふふうにはいけないのですか。「できる」といふふうになって、そういうことが取り締まりが寛大で事故を起こすようなことにはならぬのですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 二十四条の三、三十四条の場合であります。「できる」と規定をいたしましたのは、取り締まり官庁に対してそういう権限を与えたというわけでございまして、取り締まり官庁は具体的な案件に従いまして必要な場合には命令をし、そう必要でないと考えた場合には命令をしないわけでございます。それによって取り締まりが甘くならないかという御懸念でございますが、そういう点はないように、必要な処置は強力に実施をするようにということは常々指導してまいっております。

○中田吉雄君 この保安教育に関する第二十七条の3の末尾には、「その従業者に保安教育を施さなければならぬ。」こういうふうには断定的に書いてあるんですが、これは「命ずること」ができる。と、それじゃできる基準は何ですか。恣意的なことによってやるんですか。どういうことを基準にして命じたり命じなかったりするんですか。そこらややはり私は、事故発生と関係があるのではないかと思うのですが、どうですか。一方の保安教育のほうは「施さなければならぬ」というふうには断定的であるわけですか。こっちは「命ずることができる」、命じんでもいいわけですか。じゃあ命じたり命じなかったりする場合は基準は一体何ですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 保安教育のほうは御指摘のとおりこれは必ずやらなければならないわけでございますので、「なければならぬ」という規定をいたしております。一方取り締まり官庁が命令をするかどうかという点でございますが、実際の行政上のやり方といたしましては、この二十四条の三によりまして、法律によつた命令をするという前に、事実上指導をいたすことが間々あるわけでございます。そういう事実上の指導により

まして業者のほうで必要な措置を講じた場合には、この二十四条の三の命令を出す必要がなくなるわけでございます。そういう点もありまして、具体的に案件に応じまして必要であるかどうかというのを判断をして命令を出させるといふことにいたしていただいております。

○中田吉雄君 三十八条の「但し、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。」といふ規定外になってゐる。これはどういふわけなんですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 第三十八条の一項のただし書きで貯蔵所の所有者、占有者について第六号の規定を排除しておるわけでございます。これは製造と貯蔵とを比較いたしますと、製造のほうはその行為による危険性が高いと判断されますので、第六号のような禁治産者等がこれに当たります場合は、非常に危険が多いわけでありまして、貯蔵所につきましても、製造所に比しましてその程度を禁治産者等を排除するまでの必要はないというふうな判断からこういう規定になっております。

○中田吉雄君 補足説明の六ページですね、「導管により特定高圧ガスを受け入れて消費している」ものについて、これを規制することができるといふことになってゐるのですが、これの対象になるものは幾らくらいあるのですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 導管によりまして供給を受けておるものは受け入れ量が非常に多くて、限度量を越すものが全部でございます。その事業所の数でございますが、アンモニアの場合におきましては大体十五、六カ所でございます。その他のものはちょっと手元に資料がございません。

○中田吉雄君 あとでけっこうです。ひとことだけ。先年この法を改正しまして、保安協会というものを設けまして、保安協会の災害防止に対する役割りは非常に大なんです。五十九条の九には「協会の会員となることができる。」といふことで、関係者が皆会員となるということになってい

るのですが、これは一体どうなつてゐるか、対象になつてゐる者と会員になつてゐる者。そういうことがこの協会の維持、運営には、いろいろの手数料収入が法の七十三条に出ているのですが、このことは関係ないわけですか。国の予算的な措置だけで間に合ふのですか。会員にならぬのがたくさんおつて、そういう影響はありませんか。

○政府委員(伊藤三郎君) 現在、保安協会の会員は、事業者で二百八、団体が百十六、個人が千二百四十九名でございます。これを全事業所数に比較いたしますと、はるかに少ないわけでございまして、協会といたしまして、相当活発に事業をやっております対象を考えますと、あと百社程度加入をすれば十分ではないかといふふうに申しております。現在そういう状況でございますので、会費収入をあげる上からいきましても、また保安活動を活発にする上からいきましても、さらにより多くの会員を集めることが望ましいわけでございます。あと百社程度はとにかく加入したいといふつもりで進めておるわけでございます。

○中田吉雄君 このたびは「高圧ガス取締法の概況」の二十三ページには認可とか許可とかいろいろあるんですが、これを罰則との関連で見ますと、その点で、時間も急ぐのでお伺いしますが、今度消防法の一部改正では危険物取り扱いについて罰金を三、四倍にして、まあ教育刑的な態度をとつておられるのに、今回の改正には罰則の改正が出ていないのですが、一体これまで、たとえば法の八十条には一年以下の懲役または五万円以下の罰金とか、八十一条には六カ月以下の懲役または三万円以下の罰金というふうな規定がありますが、この業法に違反して刑に処せられたものは、一年次別にどういふ表になつてゐますか。

○政府委員(伊藤三郎君) 高圧ガス取締法違反の関係で刑を受けたものはどのくらいあるかといふお尋ねでございますが、現在調査いたして資料がありません。違反件数とそれに対する起訴の関係でございます。三十七年に検察庁で受理した違反の件数が百十七件でございます。そのう

ち起訴が五十三件、不起訴が四十一件、あとはその他でございます。三十八年が違反件数六百七十七件、起訴が四十九件、不起訴が六十五件、あとはその他という状況でございます。

○中田吉雄君 さっきのページに戻りますが、二十三ページ、この高圧ガス取締法を見ますと、届け出と許可と認可と三つあるのですが、一体的な解釈の問題ですね、私これは非常に問題があるんじゃないかと思うのですが、たとえば取締法の第二十六条のような点は認可になっている。ところが、大部分は許可になり、それで衆議院では、届け出るものを許可制にすべきじゃないかという意見もあったようです、速記録を見ると。私はあの点はやはり届け出にしておられるので妥当だと思うのです。やはり許可を与えると、あるいは認可を与えると、そのものは独占的な権限を得るので、よほど審議会をつくらせ、厳密な許可基準をつくって、それに該当する場合に——通産省の皆さんは恣意はないと思うが、役人の権限で左右されては困るから、やはり事情の許すものは届け出で私はいいと思うのです。ところが、認可と許可では非常に大きな違いがあると思うのです。法律辞典で見ると非常に大きな違いがあるのです。その点で、私はむしろ強化すると思えば、許可を認可にしたほうがいいんじゃないかと思うのです、その点はどうですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 許可は、学問上言われておりますのは、一般的な禁止を特定の場合に解除し、事実上やっております行為を適法にやらせるといふ点でございます。認可は、いわゆる形成的行為でございます。第三者の行為を補充して法律上の効力を完成せしめる行為でございます。したがって、認可は法律行為の効力要件で、認可を受けなければ行為は無効であるというものが通説になっております。で、現在高圧ガスの製造、販売等につきましては許可制を、また一方危害予防規程につきましては認可制をとり、また高圧ガス保安協会の設立その他につきましては認可という点で進めておまして、その法律の体系の中におきましては一貫した思想でやっております。考えるわけでございます。で、ただいま強化する場合に認可にするかどうかという点でございますが、それその行為の実態に應じて必要なら規制をしなければならぬということであり、現在届け出になっております消費事業場というふうなものを許可にするかどうかという点があるかと思いますが、現在のところは、消費施設につきましては届け出で十分であらうと考えております。

○中田吉雄君 一般的に禁止されたものを特定なものに許可する場合の許可ですね、もう高圧ガスがこゝろ普及したら、LPガスがこゝろ普及したら、一般的な禁止でもないんじゃないかと思うのですが、どうなんですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 前回、私もいま中田先生の言われましたようなことを申し上げましたが、確かに常識的にはそういう感じがするわけでございますが、法律の構成としては、やはり一般的な禁止が前提でありまして、それを特定の場合に解除するという構成になっておるわけでございます。したがって、ある程度、許可の場合に結果的に独占的な利益を受けることもあるわけでございますが、むしろそういうのは免許の場合に、事実上独占的な利益を受けるというのが多いようでございます。現在やっております高圧ガス取締法におきましては、一定の要件があれば許可しなければならぬという規定になっております。そういう実際の行政行為の危険性は非常に少ないというふうに考えております。

○中田吉雄君 私実は二つの辞典を引き出して、許可、認可、免許、特許というように調べてみたんですが、戒能さんなんか岩波の小辞典では、もう実定法上では何ら差はないというふうに書いてあるんですが、この問題は、許可の場合は、許可を受けずに行った罰金さえ払えばいいのでしよう。ところが、認可の場合は行政機関の合意がなければ取り消されるわけですから、その点でやはり危険率は私は非常に問題があると思

う。法律上では許可は、許可なしにやったら罰金さえ払えばそれは取り消されることはないのです。ところが認可なしにやったら、たとえばパスの路線を認可なしに走らせては、行政機関の合意なしにやれば、これは全然できないわけですから、その点で非常に認可は私にはある場合には弱い場合もあるのですが、この場合は行政機関の合意がないと、同意ですね、それができないわけですね。それは無効なんです。ところが、許可の場合は罰金さえ払えばやってもいいはずでしょう、その行為は。しかも、ただいまの統計では、あまり罰金も科せられていないというふうなことになる、私はやはり危険物に対してはどうかいいかというところは検討の余地があるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。許可なしにやっても罰金さえ払えばいいのでしよう。その行為は取り消しはないのでしよう。しかし、その行為は取り消しはないのでしよう。認可の場合は行政機関の合意がなかったら取り消しちゃう。その点が非常に権限の大きな差だと思うんです。私は許可の場合はとにかくその効果は処罰の原因にはなるが、その行為の法律上の効力には直接関係ないというふうになっているんですから、やたらいいわけでしょう、罰金さえ払えば、それで私は危険物としては許可と認可とは非常に大きな差があるので、長い間伝統のある法律の用語だし、そういうこともあると思うんですが、認可でしたら行政機関の同意なしにやったらそれは無効ですからね。これは罰金さえ払えばいいのでしよう。その点が私は非常に問題じゃないかと思

う。法律上では許可は、許可なしにやったら罰金さえ払えばそれは取り消されることはないのです。ところが認可なしにやったら、たとえばパスの路線を認可なしに走らせては、行政機関の合意なしにやれば、これは全然できないわけですから、その点で非常に認可は私にはある場合には弱い場合もあるのですが、この場合は行政機関の合意がないと、同意ですね、それができないわけですね。それは無効なんです。ところが、許可の場合は罰金さえ払えばやってもいいはずでしょう、その行為は。しかも、ただいまの統計では、あまり罰金も科せられていないというふうなことになる、私はやはり危険物に対してはどうかいいかというところは検討の余地があるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。許可なしにやっても罰金さえ払えばいいのでしよう。その行為は取り消しはないのでしよう。しかし、その行為は取り消しはないのでしよう。認可の場合は行政機関の合意がなかったら取り消しちゃう。その点が非常に権限の大きな差だと思うんです。私は許可の場合はとにかくその効果は処罰の原因にはなるが、その行為の法律上の効力には直接関係ないというふうになっているんですから、やたらいいわけでしょう、罰金さえ払えば、それで私は危険物としては許可と認可とは非常に大きな差があるので、長い間伝統のある法律の用語だし、そういうこともあると思うんですが、認可でしたら行政機関の同意なしにやったらそれは無効ですからね。これは罰金さえ払えばいいのでしよう。その点が私は非常に問題じゃないかと思

う。法律上では許可は、許可なしにやったら罰金さえ払えばそれは取り消されることはないのです。ところが認可なしにやったら、たとえばパスの路線を認可なしに走らせては、行政機関の合意なしにやれば、これは全然できないわけですから、その点で非常に認可は私にはある場合には弱い場合もあるのですが、この場合は行政機関の合意がないと、同意ですね、それができないわけですね。それは無効なんです。ところが、許可の場合は罰金さえ払えばやってもいいはずでしょう、その行為は。しかも、ただいまの統計では、あまり罰金も科せられていないというふうなことになる、私はやはり危険物に対してはどうかいいかというところは検討の余地があるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。許可なしにやっても罰金さえ払えばいいのでしよう。その行為は取り消しはないのでしよう。しかし、その行為は取り消しはないのでしよう。認可の場合は行政機関の合意がなかったら取り消しちゃう。その点が非常に権限の大きな差だと思うんです。私は許可の場合はとにかくその効果は処罰の原因にはなるが、その行為の法律上の効力には直接関係ないというふうになっているんですから、やたらいいわけでしょう、罰金さえ払えば、それで私は危険物としては許可と認可とは非常に大きな差があるので、長い間伝統のある法律の用語だし、そういうこともあると思うんですが、認可でしたら行政機関の同意なしにやったらそれは無効ですからね。これは罰金さえ払えばいいのでしよう。その点が私は非常に問題じゃないかと思

で、その点が許可と違っております。したがって、高圧ガスの製造の場合におきましては、事実上の行為を適法にやらせるといふことで、それ自身によって法律上の効果は生じないわけでございます。一般的に禁止をされている製造行為を特定の場合に解除をするということでございます。で、やはりこれは許可ということが適当ではないかと考えております。

○中田吉雄君 だいぶ時間も過ぎましたし、同僚委員の人に迷惑でありますから、なんですが、私はやはり、自治省が消防法の改正に際して、四倍、五倍の罰則を強化する規定をとっているのに、今回全然それにも触れていられない点において、通産当局が国民のほうを向かずに業者のほうを向いておるとは言いますが、やはり少し手ぬるいんじゃないかと思うのですが、この点はいかがでしょう、大臣。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私は、罰則の強化だけが効果をあげるものではないと思うのであります。従来、この種の罰則というものが、私、専門的な知識はございませんが、一応大體基準があつて従来罰則がきめられておると聞いておるのであります。今回、消防法のほうの罰則の強化がどういうことであつたか、実は私、調べておりませんので、正直申し上げてわかりませんのであります。私の考え方としては、ただ罰則の強化だけで効果をあげるというよりも、罰則はこの範囲であるが、先ほど局長から申し上げましたように、高圧ガスの取り締まりについては、やはり自主保安体制と申しますか、そういうものが中心になって、そして、さらにこういう法律が加わつて行なわれていくということが好ましいのではないかと、かように考えるわけであります。

○中田吉雄君 櫻内大臣のような誠意のある業者ばかりなら問題は無いと思うのですが、どの法律だって、罰則のないものはないと思うし、特に危険物で、もう一件で二億五千の損害を及ぼして、多大な人命を失つたりしているのですから、ただ善意に期待するだけでは十分ではないんじゃない

う。法律上では許可は、許可なしにやったら罰金さえ払えばそれは取り消されることはないのです。ところが認可なしにやったら、たとえばパスの路線を認可なしに走らせては、行政機関の合意なしにやれば、これは全然できないわけですから、その点で非常に認可は私にはある場合には弱い場合もあるのですが、この場合は行政機関の合意がないと、同意ですね、それができないわけですね。それは無効なんです。ところが、許可の場合は罰金さえ払えばやってもいいはずでしょう、その行為は。しかも、ただいまの統計では、あまり罰金も科せられていないというふうなことになる、私はやはり危険物に対してはどうかいいかというところは検討の余地があるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。許可なしにやっても罰金さえ払えばいいのでしよう。その行為は取り消しはないのでしよう。しかし、その行為は取り消しはないのでしよう。認可の場合は行政機関の合意がなかったら取り消しちゃう。その点が非常に権限の大きな差だと思うんです。私は許可の場合はとにかくその効果は処罰の原因にはなるが、その行為の法律上の効力には直接関係ないというふうになっているんですから、やたらいいわけでしょう、罰金さえ払えば、それで私は危険物としては許可と認可とは非常に大きな差があるので、長い間伝統のある法律の用語だし、そういうこともあると思うんですが、認可でしたら行政機関の同意なしにやったらそれは無効ですからね。これは罰金さえ払えばいいのでしよう。その点が私は非常に問題じゃないかと思

う。法律上では許可は、許可なしにやったら罰金さえ払えばそれは取り消されることはないのです。ところが認可なしにやったら、たとえばパスの路線を認可なしに走らせては、行政機関の合意なしにやれば、これは全然できないわけですから、その点で非常に認可は私にはある場合には弱い場合もあるのですが、この場合は行政機関の合意がないと、同意ですね、それができないわけですね。それは無効なんです。ところが、許可の場合は罰金さえ払えばやってもいいはずでしょう、その行為は。しかも、ただいまの統計では、あまり罰金も科せられていないというふうなことになる、私はやはり危険物に対してはどうかいいかというところは検討の余地があるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。許可なしにやっても罰金さえ払えばいいのでしよう。その行為は取り消しはないのでしよう。しかし、その行為は取り消しはないのでしよう。認可の場合は行政機関の合意がなかったら取り消しちゃう。その点が非常に権限の大きな差だと思うんです。私は許可の場合はとにかくその効果は処罰の原因にはなるが、その行為の法律上の効力には直接関係ないというふうになっているんですから、やたらいいわけでしょう、罰金さえ払えば、それで私は危険物としては許可と認可とは非常に大きな差があるので、長い間伝統のある法律の用語だし、そういうこともあると思うんですが、認可でしたら行政機関の同意なしにやったらそれは無効ですからね。これは罰金さえ払えばいいのでしよう。その点が私は非常に問題じゃないかと思

う。法律上では許可は、許可なしにやったら罰金さえ払えばそれは取り消されることはないのです。ところが認可なしにやったら、たとえばパスの路線を認可なしに走らせては、行政機関の合意なしにやれば、これは全然できないわけですから、その点で非常に認可は私にはある場合には弱い場合もあるのですが、この場合は行政機関の合意がないと、同意ですね、それができないわけですね。それは無効なんです。ところが、許可の場合は罰金さえ払えばやってもいいはずでしょう、その行為は。しかも、ただいまの統計では、あまり罰金も科せられていないというふうなことになる、私はやはり危険物に対してはどうかいいかというところは検討の余地があるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。許可なしにやっても罰金さえ払えばいいのでしよう。その行為は取り消しはないのでしよう。しかし、その行為は取り消しはないのでしよう。認可の場合は行政機関の合意がなかったら取り消しちゃう。その点が非常に権限の大きな差だと思うんです。私は許可の場合はとにかくその効果は処罰の原因にはなるが、その行為の法律上の効力には直接関係ないというふうになっているんですから、やたらいいわけでしょう、罰金さえ払えば、それで私は危険物としては許可と認可とは非常に大きな差があるので、長い間伝統のある法律の用語だし、そういうこともあると思うんですが、認可でしたら行政機関の同意なしにやったらそれは無効ですからね。これは罰金さえ払えばいいのでしよう。その点が私は非常に問題じゃないかと思

か、やはり消防庁があと始末をする苦勞から考えて、ああいう強化をしたのは意味があるというふうには私はとるわけでありませう。その点は、意見だけ申し上げておきます。

どうも時間がないので恐縮ですが、最後にお伺いしますが、私は、この取り締まり法の相当部分が、地方公共団体に仕事がかまされて、したがって、財政措置が十分であるかどうかというところが非常に大切な問題だと思ふのですが、その点について、まず伊藤局長の御説明を願いたい。

○政府委員(伊藤三郎君) 三十九年度で都道府県で高圧ガス取り締まり関係で支出しております金額が約二億円であります。これは一部未報告の県もございまして、推定を含んでおりますが、約二億円であります。これに對しまして、取り締まり——容器検査等によって得ます収入が約三億二千万円でございませう。

○中田吉雄君 この都道府県の、いただきました資料の、あるいは皆さんには配付してないかも知れぬと思つて恐縮ですが、「都道府県の高圧ガス保安行政に対する財政的裏付けの事情」というのを見ますと、地方交付税の算定基準は、人口百七十万の県を対象にして計算しているわけですね。一体、対象県は何県ありますか。そうして、そういう算定方法が、たとえば鳥取県のような六十万しかない弱小県にどういふような影響を及ぼすと思われませんか。

○政府委員(伊藤三郎君) 交付税の算定基準の人口百七十万の標準県は、十九県だと思ひます。したがひまして、その百七十万以下の府県につきましては、ある程度補正が行なわれておると聞いておりますが、なかなか十分ではないのではないかと察せられるわけでございます。したがひまして、通産省といひましては、各府県に對して、収入が支出よりも上回っておるわけでございますので、極力高圧ガス取り締まり関係の人員予算について増強するように要請をいたしておりますし、また、昨年の暮れにおきましては、全国の都道府県のうち、特にそういう意味で成績の悪い八

府県につきましては、特別の要請をいたしております。

○中田吉雄君 このいただきました「都道府県取締官の内容」といふものは、地方交付税法によるたしか商工行政の費目に入っていると思う。一体、それだけ各府県は置いていますか。

○政府委員(伊藤三郎君) 現在、都道府県の取締官の総人員は、兼任者を含めまして、その分は事務量に應じて〇・五人というふうな計算をいたしまして、約百七十名でございます。先ほどの人口百七十万の標準県の場合でございますが、大体これに見合ひます四府県の平均をとりますと、定員は二・五人でございます。交付税の算定基準では、人員が三名となっております。〇・五人少ないわけでございますが、この交付税の基準になつております項目としましては、高圧ガス、電気用品及び家庭用品品質表示取り締まり費ということで一本になつて三人ということでございますので、その辺を考えますと、ただいま申しました四府県におきましては、まあ基準に近い姿ではないかと考えております。

○中田吉雄君 それでは、大臣の鳥根県や、私の県の鳥取県は、これは算定上合つていますか。たつた一人で、専任一人、兼任一人で、これほど普及している高圧ガスの取り締まりが一体やれるものでしょうか。鳥根県は二人ですが、これは基準に合つてゐるのですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 鳥取県の場合は専任一名、兼任一名でございますので、一・五という勘定をいたしますと、これは基準よりも低いわけでございます。鳥根の場合は二人に一人で、二・五と計算いたしますと、これは基準には合つておると思ひます。確かに、御指摘のように、基準自体も、三人というのでは實際われわれ少ないと考へておりますので、先ほど申しましたように、収入が非常にあがつておりますので、各府県で大いに努力をして取締官の増員増強をはかるようにということとは、かねがね要請をしてまいつておるわけでございます。

○中田吉雄君 私も長い間、地方行政に所屬していましたが、地方交付税法の理論体系というものは、いろいろ商工、農林、水産、教育、ずつと個別に積み上げていって、そして県の自主性を侵さないために一本でやつてしまふわけなんです。四千億ぐらいな、五千億ありますから、地方交付税交付金が、それを、厳密な計算をやつては出すんですが、それをひもをつけて出さぬわけなんです。それは知事と県会議員の裁量で、どつちでもゆれるわけなんです。そして、最もはでなほうに、選挙地盤の培養に役立つように流れることは、私も県会議長をやつておつたからよく知つてゐるんですが、たとえば、保母の経費というふうなものがある。これは圧力もないし、交付税の計算では組まれておつても、實際なかなかそれだけの定員をくれない。たとえば、日教組のように、教組の中では、小教組の予算がどの県でもたいてい多い。小学校の教員の数が一番多いから、どうしてもそつちに教育費というものが回るようなことがあつて、ですから、保母とかいうようなものはひもつきにくく、とつていふ点を、絶えず私たち陳情を受けたものです。ところが、そのことは県の自主性を侵すというふうな面でもやりにくい点があるし、収入は三億あるんだが二億円しか使われない。危険物関係、ただいまの取締法の対象になるものからは、三億の県税収入、都道府県収入がありながら、二億円しか使つていないというふうな点を考へてみますと、やはりこれは、地方交付税法の持つ趣旨である自主性を侵すに、どうして、少なくともそれだけの税収のものを、危険物担当の人をふやすなり事務費をふやすなりして完べきを期するような措置をとるかということが、私は、法の改正とともに重要な問題ではないかと思ふんですが、その点は大臣、いかがですか。

○國務大臣(樺内義雄君) 御所見につきまして、ただいま私として承つておる間に、まことに當を得ておると思つております。私も各府県に對して懇懇としておりますことは、取り締まりの重要性にかんがみまして極力奮勵をしておる点について、先ほど来局長からも申し上げておるところでございますが、さらに、ただいまの御所見は非常に参考になりましたので、今後私も各府県を指導するに際しまして、御意見を尊重してまいりたいと思ひます。

○中田吉雄君 ちょっと伊藤局長にもう一ぺんお伺ひしますが、地方交付税法には、経費の種類と測定単位と単位費用と三つあつて、一体、これは何人置くようになってゐるんですか、合計としては、電気器具等を取り扱う者等も含めて何人置くようになってゐるんです。

○政府委員(伊藤三郎君) 標準府県の場合に……。

○中田吉雄君 標準府県でなく全体です。四十六都道府県で何ぼ置くようになってゐるんですか。

○政府委員(伊藤三郎君) これは、私も承知をいたしておりますのは、標準府県の場合の人数を出しまして、それに補正をして計算をするということで、全部の数字は、全府県の合計数字は出してないし承知いたしております。

○中田吉雄君 まあ實際は、専任が百三十と兼務が七十九人、こういうことですか。

○政府委員(伊藤三郎君) これは三十九年度でございますが、現実の数字は、いま御指摘のとおりでございます。

○中田吉雄君 私は、商工行政の職員のうちのことについてはあまり知らぬですが、大体交付税の基準から言へば、教員のことに對してはよく知つてゐるのですが、各府県の定員なんかをずっと積み上げていって出ているのですが、どうもそういうことが、實際は専任百三十と兼任七十九となつてゐるのですが、その辺はどうもはつきりしないと思ふのですが、どうなんでしょう。やはり出るべきだと思ふのです。教育費ははつきり出ますから、各府県別の商工行政というの、ちゃんとそういうふうにして出てくると思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 現在、昭和四十年年度の各府県の歳出予算を集めておるわけでございます

が、これは現実に計上した予算額の集計でございます。ただいまのような交付税の算定基準による人数は何人になるかという点は、各府県に照会をいたしまして集計をいたしたいと思います。

○中田吉雄君 それはおかしいと思うのですよ。やはり、たとえば、各府県の定員は幾らになるかというところは、自治省なり通産省なりの、どこが総括的にやるか、自治省と折衝してこれはきめるものだと思うのです。それは、やはり経費の種類とか、あるいは単位費用とか測定単位があつて、その場合に、出すときにやはり幾らになつていますか。五千億なら五千億の交付税を、島根県は商工行政の担当者が何人だから幾ら、商工業の従事者が幾らだからどうだということが出てくると思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 通産省で、通産行政関係の府県の全定員が何人になるかという点とは自治省と折衝しておるといふことは、私は承知いたしております。私、以前、県に勤務した経験もござりますが、商工行政関係におきまして、交付税の算定基準によれば何人になるかという点については、あまり議論をいたしませんで、従来あります定員を基準にして、いろいろその増員なり予算の増額を財政当局と折衝したというふうな記憶でございます。

○中田吉雄君 私は、今回の地方交付税の一部改正法案をけさもらつてきて、そして見ると、たとえば、小学校については、経費の種類として小学校、それから測定単位として教職員の数、単位費用として一人について幾ら、こういうふうな計算になつて、たとえば、商工については、商工行政費という費目があり、商工業の従業者の数、あるいは単位費用は一人について幾らというふうになつて、そういう計算を積み上げて出ているわけですよ。私、けさ全部もらつてきて、そういうふうになつていますよ。教員一人について幾らとか、児童一人について幾らというふうになつて、きちんと出ているわけですよ。そういうふうにしてはじいていくわけなんです、そういうことは、こ

で議論はやめましょう。それより私は櫻内大臣に御希望したいことは、とにかく高圧ガス関係の都道府県収入は三億あるんです。二億円しか使っていない点について私は、やはりこれは行政的な御指導によつて、危険物を取り扱うんだから、少なくとも——あるいはもつと県税を加えて、足して、危険を防止して、人命を守るというふうなことをすべきだと思ふんです。ところが、いま各県とも工場誘致に急なあまり、もう工場誘致——固定資産税を何年もかけぬとかいうふうな、工場側ばかり見て、住民の側を見ずにやるために、こういうことで三億の都道府県収入があるのに二億しか使っていないというふうな点についてひとつ、少なくとも危険物——人命に關することですから、そういうものは、それぐらい入れればそれぐらいは使うという程度の御指導を願いたいと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私も全く同感でございます。おそらくこれは、需要の急速な伸びにより手数料収入もまた上がったものと思ひますが、御所見の点については、十分考へて善処いたします。

○中田吉雄君 それから、この一つの問題は、手数料収入の偏在なんです。ポンベをつくる工場が非常に偏在して、手数料収入が偏在しているという問題が非常にあるんで、これを調整するというような考えはありませんか。これはまあ自治省が主として問題だと思ふんですが。

○政府委員(伊藤三郎君) 御指摘のように、容器検査をやつております府県の収入は多いわけでございますが、ただ事務量も——手数料に比例しては申しませんが、まあ事務量も多いわけでありまして、であります。そういう偏在についての調整というのはなかなか困難な地方財政の状況でございます。そういう点につきましては、今後検討を進めてまいりたいと思ひます。

○中田吉雄君 その点に關連して、そういう製造する工場のある県は、十分置いていますか。

○政府委員(伊藤三郎君) 必ずしもそういうわけ

ではございません。一番いいのは東京都でございます。担当者は三十数名おりますし、四十年年度には、さらに十名以上増員するというような予算の組み方をやつておるようでございます。

○中田吉雄君 では、最後にもう一点だけ櫻内大臣にお伺いしますが、今回の改正は、特定化学工業保安法の一環として、こういうふうな改正をやられたんじゃないかという新聞記事も出ておるし、やはりそういう全体の体系の一環としての改正でないかと思ひますが、先日はまあ、当初予定した特定化学工業保安法についてはやるべきだと思ふ、という御意思でしたが、この危険物の取り扱いについて、主管官庁が非常にばらばらになつておつて、主管官庁が非常なばらばらになつておつて、主務官庁の集約化をしてほしいという意見が出ておるんですが、なかなか関係各省が多くて困難だと思ふのですが、そういう主務官庁が多岐にわたることによつて起こる災害を防ぐために、何らか調整するような御意思はありますか。この日本化学工業協会は、主務官庁を集約化してもらいたいということを言っているのですが、この点を質問して最後にします。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま御質問のような御意見は、相当強いと思ひます。私も、私どもとしても、労働省あるいは自治省、通産省の間をもう少し調整すべきだと思ひますが、現実にはなかなか困難な面がござりますので、こういう各省にまたがっている取り締まりの状況を、私としては、そういうふうないろいろな角度から取り締まりがあるのだと、まあ各省ともに、いまの災害の実情からいたしまして、徹底して行政をやつていくと、こういうことによつて現状に即していきたいと思ひます。

なお、お尋ねの、高圧ガス取締法と特定化学工業保安法の接点につきましては、これは全く別個の考へでいたしました。高圧ガスの実情に伴う今回の改正でございますし、また私どもが、非常な技術の進歩に即応した保安技術を確立するため、できれば特定化学工業保安法のようなものが必要ではないかと、こういう意見を持っているこ

とは事実でございます。

○中田吉雄君 私も、別個だということは、御指摘をまつまでもなく知つています。しかし、そういうものとの関連なしにはやはりいけないのじゃないかというのを申し上げたので、あえて答弁は求めません。これで、皆さんがお急ぎのようですから、余儀なく質問をやめます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御質疑がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないものと認めます。それでは、これより採決に入ります。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

午前の審議はこの程度にとどめ、午後は一時半再開することとして、これにて休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○向井長年君 大臣、私もすわって質問いたしますから、どうぞひとつずつ答弁してください。

三案一括して上程されたのでございますが、具体的な問題に入る前に、中小企業政策の基本的な問題について、大臣に質問をまうたいと思っております。

そこで、三十九年度は中小企業にとっては非常に苦しい年であり、四十年、本年度はますますきびしいのではなからうか、特に、実際最近におきましては六月危機が叫ばれておると思っています。

したがって、こういう中小企業の危機に対して、政府はどういう施策をもって臨もうとしておられるのか。いま出された三法案もそういうことを意味しておるものとは考えますけれども、しかし、具体的に金融の問題なり、その他労働力不足の問題なり、あるいは手形問題なり、いろいろな問題がふくそうしてあると思いますが、基本的に、政府の中小企業政策は、この危機に対してどう乗り切ろうとするのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 皆さんの御協力によりまして、先般四十年度の予算が国会を通っております。この予算の実施に伴いまして、財政面におきまして各種の施策が講ぜられることは、御説明申し上げるまでもないと思っております。また、金融の面につきましても、三機関のワタを二千四百五十億に拡充をいたしておりますので、この面から、政府機関を中心とする金融政策の遂行が行なわれるわけでございますが、私としてい

ま重点的に考えておりますことは、昨年十二月以降、段階的に金融緩和の措置が講ぜられまして、四月当初来、一昨年の十二月当時に戻ったわけでございますが、しかしながら、たゞいまお話がございましたように、二月、三月の倒産の状況も非常に高水準でございます。さらに四月に入りましてからも、依然としてその度合いというものはあまり緩和されておられません。そういうことからいたしまして、三機関における金融措置を、なるべく上半期に繰り上げて、実情に沿うようにしていきたいということが第一でございます。また、労働力の不足は、引き続き非常に強化されておると私も観測をいたします。これに対しまして、今回の予算の実施に伴うところの、また、金融面からいたしましてところの施策を促進せしめたい。中小企業の持つところの構造的な欠陥と申しましようか、特に労働問題に關連する事項につきまして、たとえば厚生施設について、特に中小企業が積極的に努力のできるように行政指導をしていきたいし、また、いま申し上げた財政金融の面を積極的に活用してもらいたい、こういうように思っています。当面する一番問題は、この金融の点と労働力不足に対処する問題であらうと、かように思うのであります。

さらに一般的に申し上げますと、私どもは、この金融緩和を前提といたしまして、過去におけるような過剰投資が行なわれる、あるいは二重設備が行なわれるようなことを避けたいということから、昨年の金融緩和の第一段階を踏む当初から、企業全般に対して相当自粛や反省を要望してまいりました。でございますが、どちらかというと、これが少過ぎ過ぎであるように思っております。いわば、この経済界全般に萎縮した状況があるのではないかと、こういうことをおそれておるのでございまして、国内の新規の需要の喚起につとめるとともに、何としてもこの輸出意欲をさらに高めるようなこういう施策によりまして、消極的になりがちな産業界全般の気分というものを、この辺でひとつ積極的に動いてもらいうように持っ

ていきたい。もとより国際情勢、国内情勢全般が――私がそう考えても、現在の環境が非常に悪うございますが、できるだけ環境の改善にもつとめまして、沈滞しきみな企業全般、特に中小企業の振興には意を用いていきたい。大体以上のような方向が私としての現在の中小企業に対する今後の方針でございます。

○向井長年君 昨年の八月以来、毎月倒産の新記録がどんどん出てきつたわけですが、これは私の調べでは、東京興信所の調査では、昨年中に倒産したのが四千四百件、一昨年と比較いたしますと二・三倍、負債総額が四千六百億、約二・七倍になります。そのうちの倒産は、九割が中小企業である、こういうような私の資料があるわけですが、大体この原因というものは、ほとんどがこれは売り掛け金の回収難という、そういうことが最大の原因だと思っておりますが、この点について、通産省はそういう実情をどう把握されておるか、あるいはこういう原因はそれ以外にあるといわれるのか、その点まず聞きたいと思っております。

○国務大臣(櫻内義雄君) 詳しい資料につきましては、長官から御説明を申し上げますが、直接の金融引き締めによる売り掛け金の回収難等による原因が、いま御指摘の三十九年度における倒産の一番大きな原因であるということは、私もそのように認めておる次第でございます。ところで、この倒産の中で過去における放漫経営の場合、あるいはこの設備投資が非常に過大であったという場合、そういうような場合も、数字的に見ましても相当になっておると思っています。これらの点を考えていかなければならないと思っております。また、ただ単に、金融引き締めということではなくて、中小企業の持つ構造的な要因と申しましようか、この辺にわれわれとしては注目をすべきではないかと思っております。したがって、こういう倒産の実情に対処いたしまして、今後の中小企業の振興施策を講ずる上におきましては、何といっても中小企業の近代化や、あるいは合理化が円滑に行なわれて、しかも、現在金融緩和

和を講じておる際でございますので、その間にありまして、この売り掛け金の回収難というような問題も解消しながら、今後における倒産の緩和ができるだけできるようにつとめたいと思っております。ただ、最近における引き締まりの倒産の高水準ということから考えますと、一応は昨年の十一月、十二月の年末金融の諸手当てがちょうどこの辺で期限が来ていると思っております。年末は切り抜けたがその後の改善も思わしくなく、現在それに対する手当てができて倒産をしておるといふような点も、ときどき見られるわけでございますが、前段で申し上げましたような措置によりまして、倒産が今後なお引き続いて深刻化することのないように善処したいと思っております。

○向井長年君 金融の面でございますが、特に昨年の一月から八月若干引き締めを緩和された、こう言っているのですが、これは実情は、中小企業では緩和されておらない結果が出ておると思っております。ということは、全国の銀行の中小企業向けの貸し出し増加率は、前年度よりも四二%減っている。あるいはまた相互銀行や信用金庫のような中小企業向けの金融機関が、これまで二七%の減を見ている。三公庫等においても二八%下回っている。こういう状態が、貸し出し額の比率というものが出ているのです。それで、大企業においては六%程度しか減っておらない。こういう実態はどういうところから出ておるのですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) これはやはり金融機関が貸し出し先に対して非常に慎重である、こういうことからかような傾向を持っております。これはいかと一応私は見るのでございます。そして金融引き締めの施策がとられておって、そのために貸し出し先に対する警戒心が旺盛であったのじゃないかと思っております。現在におきましても、私どもとしては、相当金融の緩和をしておるつもりでございますが、また、現実に金融機関に相当の資金がありながらも貸し出しが円滑に行なわれていないというような面が相当見受けられます。これは、

一貫しての金融機関の警戒心の旺盛にあるのではないかと思ひます。

○向井長年君 これが一般の市中銀行以外の三公庫でも二七％減つておるのですよ。これはやはり何ですか、政府機関的なそういう三公庫においても、やはり警戒心を持ってそういう形をとられたのですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 政府機関においては、そういう考えは持っておらないと思ひます。少なくとも、私どもの指導方針からいいますならば、何としても、中小企業の金融の実情からいまして、できるだけ貸し出しをすべきであるという見地に立つておるわけでありまして、また、中小企業の信用力の不足については、御承知のように、信用補完制度を拡充しておるのでございまして、われわれの方針としては、そのようなことは考えられないのでございまして、しかしながら、何としても金融機関が相当警戒心が強いということは事実でございまして、それがために、先ほども申しましたように、これ以上金融機関があまり神経質にならぬよう、また、企業者のほうにおいても相当萎縮した面を持っておりまして、で、そろそろこういう行き方、考え方は少し改善をするのがよろうということで、金融緩和の機会をとらえて、私は相当積極的な発言をしておるのであります。本来は、こういう緩和をされたときには、どちらかというと放漫に流れやすいのでございまして、昨年の四月以降の開放経済の実態というものを身にしみて感じておられるのか、あるいは、いたずらに警戒心が旺盛なのか、その辺のところはにわかには把握がし兼ねますけれども、現に、相当に貸すほうも借りるほうも警戒心が強いということはいないか、こう思ふのでございまして。この辺が、私として、また行政指導の上で、特に今後考へてやらなきゃならない点かと思ひます。

○政府委員(中野正一君) 向井さんがさっき申されましたように、去年の一九九で、これは中小企業白書に書いてございまして、中小企業向け貸し出し残高の増加額は、その前年同期に比べて約三三％減つております。ところが大企業のほうは、同じく三十九年の一九九で、前年同期比二五％の減にとどまったわけでございます。その結果、金融機関の貸し出し残高増加総額の中に占める中小企業向けの比率が、この前の金融引き締めるときは四四％であつたのが、今度はもう三割を切るというところまで著しく低下を示しておる。したがって、去年の金融引き締めにおきましては、金融引き締めるときは毎たび中小企業向けの貸し出しの増加が減るわけですが、特に昨年の場合は影響が大きかつたんじゃないかというふうに見えております。

それからもう一つ、政府関係三機関の貸し出しが減つたじゃないかということ、これは減つておるんですけど、相当ふえております。去年一年間を通じまして、たとえば去年の十一月十二月で見ますと、中小企業向けに貸し出しがふえた分のうちの約二割が、政府関係金融機関の増加分でございます。大体、現在の全体の中小企業向け貸し出し十兆七千億ぐらいございまして、そのうちの約八％が政府関係金融機関であります。一割弱なんです。しかし、去年の十一月十二月で見ると、ふえた分の二割が政府関係三機関でふえたということ、で、全般的には引き締まつたが、三機関の分は比較的順調に伸びておるという実績になっております。

○向井長年君 いま長官が言つたけれども、私の質問は、一月から八月までの問題としていま指摘しておるんですよ。したがって、一月から八月までの分で三機関でふえておるかということなんです。それと、同時にこれはやっぱり選別融資ですね。これがやはり中小企業向けに大企業に比べておる、こういうことだと思ふんですがね。一月から八月までのやつはやっぱり減つておると思ふんですよ、三機関でも。

○政府委員(中野正一君) そういうことはないと、こう私は思つておりますが、いま正確に数字を算出させてお答え申し上げます。

○向井長年君 そういうことで、大体金融緩和がなされつつあるけれども、事実上は、中小企業においては金融緩和になつておらない、こういう現状が私は現状ではなからうかと思ふのです。そこで、いま貸し出しの増加額というふうな問題を言つておられますけれども、特に、従来から問題になつておる相互銀行等、あるいは最近において、商工中金まで歩積み、両建て等をとりななければ貸し得ない、こういう現状は、幾ら大蔵省がやましまし通達を出してもまだそのまゝになつておる。これは全部の件数の中で八〇％というものは、これはやっぱりとつておるんじゃないですか。この点いかがですか、歩積み、両建て。

○政府委員(中野正一君) 確かに一般の市中の金融機関については、大部分のものが歩積み、両建てをとつておるのが現状でございまして。しかしだ、このうちで、いわゆる不当な歩積み、両建て、これは大蔵省のほうでその基準をきつちとつくりまして関係金融機関に通達を出して、いま自願させるように指導いたしております。大体市中の銀行につきましては、一年以内、それから相互銀行等については、二年以内におゆるの不当な歩積み、両建てをなくするということで通達を出してやらしておりまして、相当最近大蔵省も厳重に銀行検査をやつておりますので、逐次改善されていっておるのじゃないかというふうに見えております。

○向井長年君 通産大臣に、いま長官がそういう答弁をしておりますけれども、これは必ずしも大蔵省の所管だけじゃなくて、中小企業政策として考えなければならぬ問題があるんですよ。この問題についても、したがってこれは逐次減つておるのじゃなくて、昨年は五三・七％が本年度は五五・二％にふえておるんですよ、その問題が。だから、不当であるとか不当でないとか、そういう意見はあつても、中小企業向けの件数にすれば、八〇％それをやらしている。そして、それについては五三から五五までこれはふえておる、こういう現状なんですよ。したがって、事実上、中小企

業が金を借りるといっても、そういう状態がやっぱりここで数字的にあらわれてきておるのです。この点、通産大臣どう考えられますか。

○國務大臣(櫻内義雄君) この五五・二％という数字は、ちょっと私、それを掌握しておらないのでありますが、お話のように若干でもふえておる傾向にございまして、これは非常に問題だと思ひます。歩積み、両建ての問題が国会でもやましく取り上げられ、通産省としても、中小企業を擁護する立場からいまして、さようなことのないように極力金融機関にも働きかけておるのでございまして、また、これは大蔵当局との間でわれわれの立場から大いに主張をしておるところでございまして。現に、私も就任以来、各地の経済界との懇談会などにおきまして、それには当然金融機関の代表も入つておまして、歩積み、両建ての問題もやかましく批判をしまつたのでございまして。私どもとしては、いま長官が申しましたように、逐次改善されておるものと、かように信じておるのでありますが、しかし、お示しのような数字になつておるといたしますれば、きつめて遺憾なことでありまして、近い機会に、さらに大蔵当局に対しても、われわれの立場で厳重にこの歩積み、両建ての何と申しましようか、不当なやり方、そういう面については抗議を申し込み、反省を求めたいと思ひます。

○中田吉雄君 関連して、櫻内大臣、あなたの県のことでありますが、ある相互銀行が、私が先日知りましたのは、七千五百万貸して、これはまた大口の貸し付けですが、四千万両建てさせられておる。七千五百万借りて四千万両建てさせられておるというので、実際使われておるののは三千五百万です。なかなか高い金利です。形態としては健全なんです、その金利負担のためにまたよたよたして、私が農林中央金庫から世話をしやうと両建てをある程度くずしていったのですが、これなんかまだいいほうなんです。こういう点、ひとつぜひ大臣の地元のはうから、足元のほうからひとつ大臣の威力を及ばしていただきたい。こういう

ひどいこと、これじやもうどんなに経営が健全でも、金利負担で――まあそれは実際担保がないしするから保証のような意味もあって余儀ない点も私は了解しますが、あまりにもこれほど過ると思うのです。こういう点、ひとつ御記憶にとめて御指導いただきしたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 島根県の実情の詳細を存じませんが、具体的におあげになったことでございまして、今後におきまして、私の郷里のほうでそういう事態がございすれば、これが改善のために十分努力をしてみたいと思います。

○中田吉雄君 銀行はあげません、相互銀行です。

○国務大臣(櫻内義雄君) ええ。

○向井長年君 本年度の政府の中小企業対策費は、これは二百十七億圓、前年度より五十二億圓ふえておるのです。まあそういう結果を示しておったと思うのです。これで中小企業の積極的な推進をはかるのだ、こういうことを政府は意気込んでおるのにも見えますけれども、これは十分じゃないですね。農業対策費は、これは九百二十億とっておるのです。そこで、もちろん農業は必要でございしますが、中小企業予算の約四倍半大きいわけですね。農民の人口は、中小企業よりも多いまは下回っておるのです。こういう現状でそういう比率にあるわけなんです、この五十二億というなにかが今度ふえたから、いわゆる中小企業に対する、それで強化するところのあれができるかというところは、非常にこれは疑問だと思ふ。政府は、五十二億ふえたから中小企業に対しては抜本的にやれるという考え方を持っているのですか、この点いかがですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 予算折衝の過程におきまして、中小企業の振興につきましては特段の考慮を払うことに政府の方針もきまっております。私どもも、その見地で大蔵省と折衝いたしましたのでありますが、すでにしばしば御説明をいたしましたように、四十年度の予算が、全体としての伸びが非常に少なかったわけでありまして、その中

にございまして中小企業については、この額そのものは少のうございしますが、伸び率からいいますと、三二%の伸びで、他の諸予算に比較いたしますればまずまずというところであったと思ひます。しかしながら、いま農業関係の予算との比較、あるいは中小企業の置かれておる現状からいいたしすれば、その責任の衝にある私といいたしまして、決してこれで満足をしておるわけではないのでありまして、財政、金融、税制その他を通じて一そう中小企業のために努力をしなければならぬ、かように感じております。

○向井長年君 それは特に政府関係の国民金融公庫と中小企業金融公庫それから商工中金、この三機関で四千三百七十三億という予算ですが、これは前年度より約二割程度増加していると思うのです。そこで、金融引き締めの中で、中小企業向けの総貸し出しのワツは三割減っているのじゃないかと思うのです。そうすると、実際財政投融資というなかで二割ふえても、事実上は減ることになるのではないかとと思うのですが、この点いかがですか。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘いただきましたように、政府関係三機関に金を相当ふやしました。この全体の中小企業向け貸し出しの占めるウェイトというものは小さいわけでありまして、先ほど申し上げましたように、貸し出し残高でいうと、一割以下、八%から九%。したがって、全体が減るときに三機関がふえても、全体として減るじゃないかということ、御指摘のとおりだと思ひます。

それから、先ほど三機関の貸し出し純増額が、昨年ほどの程度であったかと申しますと、昨年の一三月、三十一億、四一六億、二百四十三億、七一九億、三百九十五億、十一月が千五十三億というふうな純増になっております。したがって、一年間で千七百二十二億ふえておる。これはふえたのですが、毎年貸し出しはふえはするが、ふえ方が前のとに比べてどうだということ、先ほ

ど申し上げましたように、金融引締め期の昨年においては、ふえ方が減った、こういうことでございまして、ちなみに、これを千七百二十二億を前のとに比べてみますと、前のときは千七百二十二億ふえておりましたから、したがって、三機関については、昨年一年間引き締め期にもかかわらず、前のとに比べて、ふえ方が五四%よけいふえたということになっております。全体を見ると、このウェイトが小さいから、増加額の割合は減っておる、こういう形になっております。

○向井長年君 それでは、大体このワツといいますが、四半期に分かれておるのですか、三金庫は。そうすると、事実上、私先ほど冒頭に言いましたように、六月危機といわれておるのですが、こういう時期に分けられたこの予算というものは、実際問題としては不足してくるのではないかと。したがって、これは少なくともその時期には十分貸し付けて、予算をオーバーしてもいいから、ワツをオーバーしてもいいから貸し付けて、それに対する補正を後に行なう、こういう態勢をとるべきだと思ふのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 昨年の六月でございしたか、やはりそのときの計画を繰り上げて実施をした経験がございしますが、今回の場合は、先ほど私がお答えしたとおり、また、御指摘のとおり、実情にあつたと思ひますので、できるだけ計画は繰り上げて実施をいたしたい、かように思っております。

○向井長年君 次に、労働力の問題でございしますが、これについては、これは徐々に改善しつつあると言われるけれども、そうではない。現実にはこれは昨年の中学卒業業者が大体三・六倍、あるいは高校卒が四・六倍、こういう中で平均いたしますと、求人一〇〇に対してわずか八%しか来ない、こういう結果があるのです。これはなぜかという、やはり中小企業の実態から考えて、不安定ということもいえるでありましようし、あるいは賃金が低賃金である、こういうことも言えると思ふのです。実際は最近におきましては、大企業で

は初任給、中学出にしましても相当中小企業との初任給は開いていると思うのです。こういう点は、これは労働力確保の意味から考えて、政府の中小企業政策としてどう対処していくつもりですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 大企業の中卒の初任給、いま幾らになっているか、ちよつとここに資料がないのでございしますが、中小企業におきましても、雇用困難なおりから、初任給は相当に改善をされておるということは事実であらうと思ふのであります。また、大企業に比較いたしまして福利厚生施設などに欠ける点もございします。そういう点についてできるだけ改善をすべく、予算あるいは金融の面におきまして、住宅や保健施設や給食施設等の設置や整備に要する援助施策を講じてきておるようなわけでございまして、現在の経済事情に伴う自然に改善されていく面と、両々相まちなして中小企業の労働逼迫に対処すべきではないかと、かように考えておるようなわけでありまして。

○向井長年君 事実われわれが知っている範囲で申し上げますと、まあ百人なり百五十人程度の中企業が――仕事は大体まあ、もちろん下請になりますけれども、あると、あるけれども、これを消化しようとするならば人員が足りない、人員を入れるためには大企業並みの賃金を払わなければ来ない、それを払っておると下請のわずかなマージンですから、結局内部の経理がうまくいかない、こういうことが事実上のいまの実態じゃないかと思うのです。だから、まあ厚生施設もけっこうだけれども、やはり根本は中小企業の労働力の不足というものはそういうところから来ると、これをやはり賃金をある程度、大企業並みといわず、それに近い賃金を支給して、そして企業を繁栄さし、あるいは仕事をやっていければ、これはどうしたって労働力の不足は免れないと思ふのです。こういう問題については、労働省も

関係すると思ひますけれども、やはり基本的に中小企業の労働力をどう確保するか、こういう問題は、やはり根本論として通産省も考えなきゃならぬのじゃないかと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) これは、お手元にも差し上げてあると思ひますが、「昭和四十年度において講じようとする中小企業施策」として、労働力の確保について列記されておるのでございまして、やはりこれは簡単に即効的な方法というものはないと思ひます。先ほど来申し上げるような福利厚生施設の拡充ももとよりでございます。また、職業紹介などの充実についても考えるべきであると思ひます。あるいは公共職業訓練の拡充なども必要であらうと思ひます。さらには、従来しばしば言われておりますように、中小企業自体の近代化、合理化というものも促進すべきではないかと思ひます。とりまして、その多くの施策を、現に非常に労働需給が逼迫しているのではありませんか、これが厚生省といわず、労働省といわず、通産省といわず、集中的にやることによって初めて効果が生まれてくるのじゃないかと、こう思ひます。したがって、この問題には、私どもとしても、より一そう真剣に取っ組んでいかなければならない、かように考へております。

○向井長年君 先ほど大臣も言われたように、まあ厚生施設というか、やはりそういう人たちは全く中学を出て間なしの独身の若い人たちがかりですが、これに対して、中小企業が十分なその通勤費も払えないと、こういう状態もあるだろうと思ひます。したがって、そういうところには、政府がある程度金融を行なつて、施設を持つて――まあ寄宿舎のような寮のようなものをつくらせて、そうして何といひますか、食事もそういうところで総合的に行なうという形も、一つの方法だと思ひます。そういう問題もやはり政府は指導し、あるいはそれに対する裏づけの金融というものを考へるといふことも大きな一つのやり方ではないかろうか、こういう点はどうかね。こう

いう問題は、私はたくさん全国にあると思ひます。よ。

○国務大臣(櫻内義雄君) これは、私がお答えしては多少行き過ぎかと思ひますが、ありますが、雇用促進事業団の融資などにおきまして、いまお示しのような各種の施設についての貸し付けの規模が、中小企業により多く利用のできるような措置も講ぜられていと思ひます。あるいは年金福祉事業団などにおきまして、中小企業に対して配慮をしていようなわけでございます。また住宅金融公庫が、産業労働者の住宅につきまして、特に中小企業について考慮も払つていと思ひます。ございまして、先ほど申しましたように、各種の施策が総合されて初めて労働確保の対策になると思ひます。

○向井長年君 適当な機会にこの問題はいろいろと討議することといたしまして、それと同時に、もう一つ、きびしい状況下にあつて、やはり中小企業を圧迫する大企業の進出という問題は、これは常にあるわけなんです、この点はわれわれがたびたびの中小企業問題を討議する中から主張してゐるのです、通産大臣、特に産業分野の確立という立場から、職種によつて、これは中小企業の職種を大企業はやつてはいけないというような、そういう一つの分野の確立の立場から、そういうことを法文化し、やらなければ、最近におきましては、すべて大企業が中小企業の分野まで全部入り込んできています。これはまあ一般、農業にも言えるわけでございますが、こういう点については、中小企業政策の中でどう考へられますか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 従来大企業が中小企業の分野に進出をしてまいる例がしばしばございまして、現在かような場合に対処するために、御承知のように、中小企業団体組織法によりまして、法的根拠をもちまして、大企業と中小企業とのそういう分野調整のでき得るようになっているようなわけでございます。これらの方法をもっと活発に活用いたしまして、中小企業の圧迫にならないようにすべきだと思ひます。

○向井長年君 いや、すべきはわかるのですが、それに対しては、やはり法文化でもして業種をはっきりする必要があるんじゃないかという気がするのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 法律によつてはつきり分野をきめるべきかどうか、こういう点につきましては、なお検討をさせていただきたいと思ひます。ただいま申し上げたとおり、現にある中小企業団体組織法を活用するとか、また、不当に中小企業に対する圧迫のある事実がございすれば、また、そういう事実が現にあるのございまして、こういう点については、行政指導によりまして改善措置を講じていきたい。この組織法を活用することによつて相当その大企業の進出を防げるのではないか、こういうふうに私は觀察をしてゐるのであります。

○向井長年君 その大企業の系列化といひますかね、下請ですね、そういうことをどんどんどんどんとやつてくると、一方においては、業種によつては大企業が直接やる、こういうことになつてくると、系列化以外のところはこれは幾ぶんか、組織法で若干救われると、こういう意見がございすけれども、これは全般的な業種にわたつて非常に問題があると思ひます。きょうも、私、この委員会が始まる前に相談に来ておつた人が、これは中小企業ですが、オリンピック前は、東京においては相当中小企業も中企業も仕事があつた。いまそうなればもう大企業のどつかとタイアップするか、下請にならないければこれは立ち行くことができないというこの相談がありました。事実上これは全国的にそういうことは出てくると思ひます。

○政府委員(中野正一君) いま向井先生から御指摘になつたとおりだと思ひます。特に従来中小企業が一生懸命分野を開拓しようところへ大企業が進出をする、もちろん、そういうことは技術革新、あるいは大量消費といひますか、大量生産といひか、そういうものに適するような品物がだんだん開発されていくところによつて、自然に大企業がそういうところに出ていくということが国全体の経済の発展の立場から見ても好ましいといふこともあるかと思ひます。しかし、そういうふうないわゆる商品の需給構造の変化というふうなことから、中小企業の分野がだんだん侵食されることが、やはり中小企業が最近非常に経営が困難になつておる一つのいわゆる構造的な要因であるといふことは、白書でも指摘しておるわけでありまして、これに対処いたしまして、いま大臣からも申されました、昨年の国会において、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正いたしまして、大企業の進出によりまして中小企業が非常に影響を受けるというような場合に、これを緩和する意味で、その中小企業者が商工組合をつくつておるといふような場合には、その商工組合から、いわゆるその進出しようとする大企業に、いわゆる団体交渉といひますか、交渉をして、その協議がととのわないといふときには、これは主務大臣が当事者の申請に基づいてあつせんをやる、あるいは調停をやるという規定ができておりますので、われわれは、中小企業の皆さま方には、ぜひこれはせつかく国会でそういう改正が行なわれたのですから、こういう規定をひとつ活用してどんな役所に申し出るようにということをお願いしております。従来はこういうような規定等をもとにいたしまして、問題が起りますといふと、役所のほうで中へ入りまして、大企業のはうも呼び出して注意をするといふようなことで、両者の間に入りまして話し合ひをさせることによつて、相当部分の案件が一応片づいておるといふようなものもございす。したがひまして、われわれとしては、この法律を十分役所としても活用して行政指導をさらに強化をしてまいりたい。したがひまして、法律によつてこの分野を確定を

業が一生懸命分野を開拓しようところへ大企業が進出をする、もちろん、そういうことは技術革新、あるいは大量消費といひますか、大量生産といひか、そういうものに適するような品物がだんだん開発されていくところによつて、自然に大企業がそういうところに出ていくということが国全体の経済の発展の立場から見ても好ましいといふこともあるかと思ひます。しかし、そういうふうないわゆる商品の需給構造の変化というふうなことから、中小企業の分野がだんだん侵食されることが、やはり中小企業が最近非常に経営が困難になつておる一つのいわゆる構造的な要因であるといふことは、白書でも指摘しておるわけでありまして、これに対処いたしまして、いま大臣からも申されました、昨年の国会において、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正いたしまして、大企業の進出によりまして中小企業が非常に影響を受けるというような場合に、これを緩和する意味で、その中小企業者が商工組合をつくつておるといふような場合には、その商工組合から、いわゆるその進出しようとする大企業に、いわゆる団体交渉といひますか、交渉をして、その協議がととのわないといふときには、これは主務大臣が当事者の申請に基づいてあつせんをやる、あるいは調停をやるという規定ができておりますので、われわれは、中小企業の皆さま方には、ぜひこれはせつかく国会でそういう改正が行なわれたのですから、こういう規定をひとつ活用してどんな役所に申し出るようにということをお願いしております。従来はこういうような規定等をもとにいたしまして、問題が起りますといふと、役所のほうで中へ入りまして、大企業のはうも呼び出して注意をするといふようなことで、両者の間に入りまして話し合ひをさせることによつて、相当部分の案件が一応片づいておるといふようなものもございす。したがひまして、われわれとしては、この法律を十分役所としても活用して行政指導をさらに強化をしてまいりたい。したがひまして、法律によつてこの分野を確定を

するといふようなことは、経済全体の発展という観点から必ずしも——いろいろ問題があるんじゃないかといふふうに見ておるわけでございます。現在、法の活用、それでどうしても十分効果があらなくてだめだといふことになれば、また何か別の措置を考えなければいけません。この点について、いろいろお話ししたいと思います。

○向井長年君 今国会で下請代金支払遅延等防止法が出ておると思うのですが、これは非常に重要な問題だと思いますが、それとあわせて、特に昨年から本年にかけての危機に備えて、あるいは不渡り手形等の問題を考へて、不渡り手形整理協会等を設置して、中小企業のいわゆる資金融資という問題ですね、これを考えるべきではないかと思ふかと思ふのですが、この点どう考へておられますか。

○政府委員(中野正一君) これも実は民社党のほうから御提案がございまして、われわれのところだけではないで、大蔵省等とも一緒にございまして研究いたしておりますが、これは実はそういう組織をつくってそこに持ち込んでそれを整理して取り立てをするといふようなことが、はたして実際的にどの程度効果があるかどうかといふこと、また、実施上いろいろ問題があるかと思ひますので、いませつかく関係省と一緒に検討しておるところでございます。

○向井長年君 まあ検討はけっこうなんです、特に中小企業の関連倒産を未然に防ぐといふことも、あわせてこれはひとつ早急にこれに対する対策を講じていただきたい。これは要望いたしておきたいと思ふ。

○鈴木一弘君 関連して。大臣にお伺いしたいんですが、先ほどのことで、金融の問題が向井さんから出たわけですが、まあ公定歩合が引き下げになりましたけれども、中小企業の扱ひがどうなるか、これは普通の並み手形になるわけですか。それに対しては、いわゆる日銀で推奨するといひますか、扱ひているような優良手形といひますか、優良手形に対しての歩合といひものは、

今度の公定歩合引き下げでもやはり差がある。やはり並み手形のほうが優遇をされてないわけですね。そうしますと、選別融資といふことが一そう強くなるというところは考へられるわけですが、一向変わらないといひますか、強くなる傾向は変わらないといふことになるのですが、その点については、大臣として、通産省のほうから何らかの働きかけを大蔵省になさるなんといふことはなさっていらっしゃるかどうか、これを伺いたいのです。

○国務大臣(櫻内義雄君) いままでのところ、特に御指摘の問題について大蔵省に働きかけておりません。これにつきましては、なお研究させていだきたいと思ひます。

○鈴木一弘君 これは大蔵省関係の問題でしようから、非常にたいへんだと思ふのですけれども、この前の金融引き締めめるとき、第一回目の引き下げのときに優遇されなかった。それで選別融資が強化されたといふことで大騒ぎになったわけですね。そういう事態には絶えず気を配って積極的に働きかけてくれない。選別融資の強化といふことばかりになって、非常に目にあわなければならぬ。全銀協の調べを見ましても、全体の中小企業向けの貸し出し残高の中では、都市銀行の分がほとんど減つてきている。また、相互銀行あたりも三十九年の九月に比べると、昨年の十二月の構成比はやはり下がつてきているといふような傾向にあるわけですね。本来中小企業向けの専門金融機関である相互銀行でさえも、三十九年九月には中小企業向け金融一〇〇%のうち二二・五%だった。それが三十九年十二月には二二・三%に下がつていく。もちろん、これは資本金一千万円以下をやつて調べたわけですが、五千万円以下といふことになれば変わってきますけれども、前々からの比較でいけば一千万円以下で見ないといふとわからないので、それを申し上げるのですが、相互銀行でさえもそのように中小企業向けの総貸し出し残高の中に占めるパーセントが下がつていく。そこにもつてきて都市銀行も下がつていく。相対的に政府三機関あたりが上がつてくるといふことになるわけですが、こういう傾向と本格的に取り組んでいかないと、先ほどの構造的要因のほうに注目しなければ、またそのほうに手を打たなければ、中小企業金融緩和といふことだけでは片づかないといふことで何もならなくなる。金融のほうもきちんとして中小企業に対して手当てをしてある、さらにその上に構造的要因に手を付けていくというならわかるのですけれども、一方だけで金融のほうは思うようにまかせないからといふことでいたんではならぬ。特に相互銀行がこういうふうになった。これは非常に問題なのですけれども、その後改善されたかどうか、いまの考へについて。

○国務大臣(櫻内義雄君) 実は繰り返して私も言つておるところでございますが、選別融資といふことはそれ自体も、当初米、通産省の側ではこれをきざつてまいつたのでございまして。先般宇佐美総裁が新たに日本銀行総裁に就任されました以後、産業政策の見地からする意見も聞いてもらうようにといふことで、日本銀行との懇談もやる、あるいは銀行協会との間にも懇談をするといふようなことで、産業政策上の見地からの意見を金融機関へ反映させるように努力をしまつておるわけでありまして。その場合に、個別の企業の実情を訴えるとともに、特に中小企業金融については特段の考慮を払つてもらふよう、金融機関のほうにしばしば意見を申しておるようなわけでございます。それにもかかわらず、御指摘のように、金融緩和が行なわれても、なお中小企業の末端にまでそれが浸透していかないといふことは、きわめて遺憾なことではございますが、私どもとしては、いま申し上げるような見地、立場におきまして、今後におきましても、中小企業金融緩和の上にあらゆる努力を払つてまいりたい、こう思ひます。

○鈴木一弘君 大臣が行かれますから、さっきの組織分野のことでちよつと長官に関連して伺つておきたいのですが、組織はわかりませんが、向井さんの言われるように、法制化しないとなれば、まあ大臣も指摘しているように、構造的要因といふことになれば、業種別に細分化してこれは手を打つていかなければだめだといふことですか、そうするとこれは組織分野といふものを確立しなければならぬ。いまのお話ですと、国内の産業に対しては、話し合いができるような感じを受けるのでありますけれども、コカコーラの進出、あるいはそのほかのことも出ておりますけれども、そういうような外国資本との競合の場合、この場合はどのような手を打つたらいいのですか。

○政府委員(中野正一君) 従来からも、いま御指摘のように、外国の資本あるいは外国の技術が入つてきて、それが従来の中小企業の分野に非常な影響を与えるといふような場合には、これは御承知のように外資法あるいは為替・貿易の管理法といふ法律があつて、現在はまだ資本の導入、それから技術の提携については相当規制ができる体制になっておりますので、そういう法律をバックにして、進出しようとする大企業、主としてこれは大企業でございまして、外国と手を握つての進出でございまして、これに善処してつておるつもりでございます。ただ御承知のように、昨年の四月にOECDにも入つて、いわゆる開放経済体制に向かつて本格的に入つてつたわけでありまして、今後、世界の先進国のいわゆる仲間入りをして、資本とか技術の導入等については、できるだけ自由化の方向で考へていかなければならぬといふ情勢でございまして、実際問題として、こういう法律の活用といふことは、従来よりはそういう国際的な関係も考慮して運用せねばいけませんといふようなことになってきておりますので、非常にむづかしい問題もあるかと思ひますが、特に中小企業庁としては、こういう問題の中小企業に対する影響ができるだけ少ないような方法で進出してもらふように、そのつど交渉しております。

に一つの問題があると思うんです。なかなかやっぱし自分の将来のことを考えますからね。これは非常に私は、中小企業の手持っている宿命的な悲劇といえますか、これはたいへんな問題だと思うんです。そういう問題も考えて何とか画期的な手を出たぬと、私は次官のうまい筈打だけではどうにもならぬと思うんです。歴代の長官の行き先を見

てくだされ。

○政府委員(岡崎英城君) ちよつといまの問題に

ついて私の意見を述べさせていただきます。私もちよつと十数年役人をやったという経験があるからというわけやございせんが、役人の職におる人は、自分がやめてからどういふところに行くから、そこに情熱を注ぐという観念では、少なくとも私おらないと思ひます。通産省の人々でも、やはり通産省の自分の職分に与えられたところは、一生懸命やつていこうというところに大いに努力されておつて、やはり中小企業局長はじめ中小企業に携わつておる方は、おれがやめてから中小企業に行けるのだから中小企業のために一生懸命やろうという観念は、私は毛頭見受けませんが、それは私の知つておる川上参議院議員でも小笠さんでも、中小企業局長の長官をやつておりました。やはりそんなような気持ちよりも、中小企業という問題について熱心にみんなやつておられるし、この委員長もそういうようなお気持ちでやつておられるというのを私聞いておりますが、少なくともやめた先がこうであるからどうだということとは私はないと思ひますがね、絶対にないと思ひますが、ただ通産省として中小企業の問題に對しての、もっと大きく努力しなければならぬ点がまだあるというやうなことは、大いに私も痛感をしておりまして、大臣も痛感しておられて、省全体としても考へておるわけやございまして、予算その他の獲得の面について努力も、相當に省をあげて一生懸命やつたわけやございまして、まだまだ、これでは不足だと私も思つておりますし、大いに研究する余地があると思ひますが、ただ、自分の先が中小企業に行つて、うまく働けるからそこに情熱を傾けるのだというやうなことで、私はいまの日本の官僚はないと思ひます。少なくとも、通産省の諸君は、一生懸命情熱を傾けてやつておると思ひますが、ただ、いままでの予算獲得そのほかの問題について、または国の政治全体の問題が、農業のほうに与える分野と、いわゆる産業問題に對して与

える分野のところにおいての力の注ぎ方が、ことに都市を中心としたやうな中小企業の面が多いものですから、その点においての政治力の結果といふ点について、まだまだ足りない点があるのじやないかと私は思つております。ことに、私も東京選出の代議士でございまして、その点については痛感をしてゐるわけやございまして、その点について、将来とも大いに努力をしていきたいと思ひますが、感じを一言申し上げておきます。

○向井長年君 答弁になつておらぬ。政務次官、

中田先生言われたのはそういう意味で言つてゐるのではないのです。日本の各省は全部関連を持つておる。何も通産省だけではない、すべて関連を持つて政治を行ない、あるいは役所の指導行政を行なつてゐるのです。そういう中で特に中小企業、産業界の中で中小企業で持つてゐるというところで、輸出量を見まして、あるいはまた人口の比率、あるいはこの事業全般を見まして、そういう重大な状態にあるこの産業を、いわゆる中小企業を、通産省という一つの省で担当して、各部門はあります。しかし、どうしてもやはり大企業の圧力というものは強いわけなんです、各省においては。したがつて、やはり中小企業を独立して一つの省なるものを持つて、そしてそれを推進するやうな形が望ましいというのを言つておると同時に、最近の状況を見ましても、通産大臣はちよこちよこかわつて、六カ月前の早い者はかわりますね。あるいは長くても一年はない。これは政治家ですから、場合によつてはやむを得ないかも知れぬが、中小企業局長官なんかも、これはいままでの例を見ても、何年やつておられますか。ようやく熱を入れてやろうと思つておられ、栄転はけつこうですが、栄転はけつこうだけども、すぐかわつてしまふ。そういう状態が現在までのやり方ですよ。これは人の問題を言つておるわけやございせんが、中小企業が、金融面においてもあるいは税制面においても、すべていま貧弱な形で危機を迎へつたやうなものです。これをど

う打開しようかとするならば、行政機構というのも一考しなければならぬ時期にもきてゐるので、はなからうか、こういうことを言つてゐるので、必ずしも長官をやつた人が行く先を見てどうだとか、そんなことをだれも言つてない。そういう意味で真剣に中小企業の将来の強化なり、育成を考へるならば、そろそろ中小企業庁というものを省にして、一つの独立した機関として行政指導、予算化、こういう問題に踏み切つていく時代じやないかというのを、これは質問してゐるのです。おわかりですか。だから、そういう各省にみな関係があるのです。そういうことを言つておるがために、常に先ほどから、大臣にも質問したやうに、金融面にしても、国家予算にしても、わずか五十二億ぐらゐふえて、それで革新的な中小企業政策をやるといふことは大間違ひなんだ。そういう立場を特に、たまたま熱心な次官が来られたから、次官の意見を聞いてゐるわけですよ。

は、昭和四十年で二百十七億九千万円、これは前年度に比して三二%アップでありますから、一般会計の予算の伸びからいへば、これは相當ウェートをかけられたという感じが出ておりますが、全体の予算の何%かという、わずかに○・六%にすぎない。

○中田吉雄君 次官、この点を私は言つてゐるのです。農林省の予算は、あれも一種の中小企業で

は、昭和四十年で二百十七億九千万円、これは前年度に比して三二%アップでありますから、一般会計の予算の伸びからいへば、これは相當ウェートをかけられたという感じが出ておりますが、全体の予算の何%かという、わずかに○・六%にすぎない。

○中田吉雄君 次官、この点を私は言つてゐるのです。農林省の予算は、あれも一種の中小企業で

は、昭和四十年で二百十七億九千万円、これは前年度に比して三二%アップでありますから、一般会計の予算の伸びからいへば、これは相當ウェートをかけられたという感じが出ておりますが、全体の予算の何%かという、わずかに○・六%にすぎない。

○中田吉雄君 次官、この点を私は言つてゐるのです。農林省の予算は、あれも一種の中小企業で

は、昭和四十年で二百十七億九千万円、これは前年度に比して三二%アップでありますから、一般会計の予算の伸びからいへば、これは相當ウェートをかけられたという感じが出ておりますが、全体の予算の何%かという、わずかに○・六%にすぎない。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘があつたやうに、中小企業対策費として計上してあるもの

は、昭和四十年で二百十七億九千万円、これは前年度に比して三二%アップでありますから、一般会計の予算の伸びからいへば、これは相當ウェートをかけられたという感じが出ておりますが、全体の予算の何%かという、わずかに○・六%にすぎない。

に物語っておると思う。これは答弁のことばもないうでしよう。これはもう予算で、全体の二割というふうなワグが三割二分になったのだからがまんせにやというふうなことは、これは私はいけぬと思う。それはあとでいろいろまあ質問したいと思ひますが、この予算を何とか画期的にふやすには、やはり省でもつくって本格的に取り組まれぬと、私はもうどうにもならぬじゃないか。前年度の増がこうだから来年度はこうだというふうなことでは——答弁は求めませんが、とにかく〇・六%ですからね。この点をひとつ肝に銘じて、もっと中小企業対策に熱心に取り組んでいただきたいことを御希望申し上げます。失礼しました。

○鈴木一弘君 関連して。いまのと私は全く意見は一致ですけれども、中小企業が納めている税金を計算すると、大蔵省で調べると、約四千億をこえているわけですよ。四千億をこえているのに、二百十億でしよう。あまりにも愛情がなさ過ぎる。それから先ほどの、長官が大企業のほうへ御乗転なさるといふお話だったのですけれども、いろいろいままでの例が、アメリカの基本法を見てみると、中小企業に情熱を持ち、愛情を持ち、理解したものでなければ長官はできないという一項が設けられている。残念ながら、こちらの中小企業の基本法にはないのですけれどもね。ほんとうならば、いま中田さんが指摘されたように、やめた後でも中小企業に身を挺していくようなところであつたら、ほんとうのことではない。そういう身分保障も与えられていないわけですから、こういう姿勢では、ほんとうの中小企業というものの対策はできない。先ほどの大臣の答弁では、金融問題だけじゃなくて、構造的要因を解決しなければだめだと言ひけれども、二百億ばかりで構造的要因の解決はどういふで、幾ら唱えていても、できないのはしょうがないと思うのです。この点は姿勢を正していく必要が私はあると思うのです。もっと本格的に、確かに省にもしていかなければならない、そ

ういう構造的要因を直して、そうして日本のもとなつていくわけですから、中小企業を育成していくというかけ声だけに終わらないようにしてほしい。これは答弁は要りませんけれども、そういう姿勢を正していくことについては、本格的に取り組んでいただかなければならないし、次官も理解されておることと思ひますけれども、一そう努力をお願いしたいわけですね。

○中田吉雄君 これは櫻内大臣おられたら言いたいと思うのですが、せんだも関西に行つておられるのですが、あつちこちに出ておられる新聞記事を見ると、中小企業者と懇談されたというふうな記事は一つもない。みんな経団連とか、日経連とか、同友会というふうな、そういう業界の大物ばかりと懇談して、ほんとうにそういう人と会わばかりと懇談して見ないのですか、そういうこともやはり問題があるのじゃないかと思うのです。まあ新聞記事より実際は違ふかもしれませんが、私はやはり旅先に出られたら、代表的な中小企業者等にもお会いになつて、その苦衷を聞くというふうな態度も必要じゃないか。次官におかれなす、実際。

○政府委員(岡崎英城君) いや、私の聞いた範囲においては、いまも長官からもお話もあつたと思ひますが、大阪でも名古屋でも、やはり商工会議所等に顔を出して、中小企業の方とお会いしたり何かして、その点については非常に大臣も心を傾けておられますがね。たまたま新聞に出たのがそういう記事だけで、そういうところを出ていなかつたのじゃないかと思ひますがね。

○向井長年君 時間もまだ過ぎまして、基本的な問題につきましては、また大臣が来られたときに質問をすることといたしまして、若干、三法案の質問をちょっとやつていく必要があるのじゃないかと思ひますので、私質問いたしたいと思ひます。そこで、まず近代化資金助成法の問題でございますが、これについては、大体、高度化資金の償

還期限は五年を七年、あるいは汚水処理、ばい煙等の施設に対する貸し付け金の償還を七年から九年、非常に償還期間だけの改正の法案ですが、これは具体的にはやはり少なくとも省令というのですか、政令、これで具体的ないろいろ問題が出てくると思ふんです。で、いまこれに対して省令、政令を具体的にどう出そうとしているのか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(中野正一君) お答え申し上げます。このたびの中小企業近代化資金助成法の一部改正は、いま向井先生が御指摘になつたように、団地——これは工場団地、商業団地及び商店街近代化資金の二種類の高度化資金について、従来は償還期間が五年であつたものを七年、それから公害防止施設については七年であつたものを九年に延ばすという改正でございますが、これに関連をいたしまして関係の政令を出す。それからなおその政令以外に實際上の措置でやる、こういう点がございまして、三つに分けて御説明をいたしたいと思ひます。政令の案はいまお手元にお配りしてございまして、簡単に御説明申し上げますが、第一は、工場等の集団化計画の場合は、従来は政令によりまして、この中小企業者あるいは企業組合が二十企業以上集まらなかつと、府県の助成の對象にはならぬということになつておつたのでありますが、これもあまり窮屈じゃないか。特に後進地域等につきましては二十企業以上集まるといふことは、なかなか實際問題としてむづかしいという声がございまして、ここにありますように、次のような場合には二十人でなくても十人でもよろしいということで、たとえば東京都とか、近畿地区のような過密地帯からほかへ出ていく場合、それから二ペーシ目のところにごいいます、いわゆる低開発地域あるいは産炭地振興法による産炭地域、こういうふうないわゆる後進地域といひますか、こういうところでは十企業以上でいいということにしたいのが第一点でございます。

第二の点は、これはごく技術的な問題でございますが、償還期限は五年から七年にするのであります。これは高度化資金のうちで、工場の集団化資金、店舗の集団化資金、商店街の近代化資金の償還期間をこういうふうにする。それから特にそのうちで汚水処理施設、ばい煙処理施設にかかわる貸し付け金、これは高度化資金だけでなく、そこにありますように中小企業設備近代化資金、これにつきましては七年を九年に延ばす。同時に府県が国に金を返す場合、これは現在は六年ないしは八年ということになつておつたものを八年ないし十年に改める。これは前の分が延びましたから、民間から返ってくるほうが延びましたので、こういうふうには延ばす、これが政令でございます。なお、政令以外で処理していること等については、お手元に「中小企業高度化資金の貸付状況および貸付条件等」というこまかい横書きの表があると思ひます。これをござらんたいだければわかりますが、左のほうから昭和三十八年度、三十九年度、四十年度の予算と貸し付け実績見込み等が出ておりました。右のほうに貸し付け条件が出ておりますが、このうちで、この前の委員会資料として提出してあるようでございますので、口頭で申し上げますが、いま先ほど申し上げましたように、償還年限延ばすということが一つ。もう一つは従来は建物の貸し付け率が三分の一だったのです。全体の所要資金の三分の一であつたものを二分の一にする。これは法律改正は要りません。政令も要りませんので、實際問題として建物の貸し付け率を土地、共同施設等の貸し付け率と同じように三分の一を二分の一に上げるといふ点が第一点。それからこれも省令も要りませんが、いわゆる予算単価といひますか、県がこの高度化資金を貸し付ける際に、土地、建物等についてやはり標準的な単価といふものを見ておまして、それ以上、標準単価以上でやる場合は、自分の金でこれをやりなさいということになつていくわけでございますが、これが土地等につきましてもあまり標準単価が低すぎやしないか、實際に合わない

いじゃないかという要望がございましたので、これはカッコの中に書いてあるほうが昭和三十九年度までの単価でございまして、その外側に出ておるのが今度の改正でございまして。たとえば土地については、工場の場合、現在は二千五百円であるものを四千五百円に上げる。それから商業団地であります。現在坪三千五百円、それを七千円に上げる。建物等につきましても一坪当たりの建物の単価を上げております。こういうふうにして貸し付け条件を改善しようというのが今度の計画でございます。

○向井長年君　そこで、これはどうなんですか。従来近代化資金助成法の中で資金が貸せられる場合においては、これは都道府県との関連を持ったと思うのです。したがって都道府県が出すその半分の国が持つ、持ちます。こういう形になると思いませんか。そうすると、都道府県でまず第一に中小企業、——そういう都道府県ではないと思いますが、非常に中小企業に対して不熱心な都道府県あるいは都道府県の財源難なところ、こういうところにおいては、こういう資金の融資を受けられない状態が出てくると思う。特に中田さんの貧乏県である鳥取県であるとか、私の県は奈良県ですが、これもまた貧乏な県、こういうところでは県自体の予算がとうていない。こういう場合には、政府資金が借りたくても借りられないという現状が出るのじゃないですか、その点どうですか。

○政府委員(中野正一君)　いままでのところは、中小企業対策費のうちで非常に大きな部分を占めております。いま御審議を願っております中小企業の高度化資金、それから設備近代化資金、この二つについては、御指摘のように所要資金の半分を国が出して、半分を関係府県が出す、こういうことでございまして。ただ従来からの実績からいいますと、各府県とも非常に最近中小企業対策ということに熱意を入れていただいております。まだどちらかというと、各府県の要望に十分沿いかねる。まあいろいろ申請があっても、それを幾ば

ん査定をしなければならぬというふうな状況でございまして。しかし、だんだん今後の金が大きくなってまいりますので、いわゆる何とか、財政力の貧弱な県等については国の補助率というか、国の負担する分をもう少し少しふやしていく、こういう要望の出ているところもございまして。しかし現在のところは、それよりはまず国の金をもう少しふやしてもらいたい、こういうことでございまして、特に今度の中小企業高度化資金の貸し付け条件の改善ということでありまして、という、御指摘のように府県の負担は幾ぶんふえるのでございしますが、この程度のもので、関係府県で十分予算化し得る見込みでございまして。

○向井長年君　もつとふやせというかつこうで、非常に強い要望が各府県からあるということなんだけれども、事実上やはり半分は都道府県が持ち、半分は国が持つという制度であるとするならば、これは大阪のようないくところと貧弱県とにおいては、その貸し付けの率も自然少なくなつて、ますますやはり格差がふえてくるのじゃないか。特に県としては貧弱な県の方が中小企業は多いわけなんです。大企業は少なく、逆の立場を持つておるわけですよ。そういう中で近代化資金という問題が国と都道府県の半々という形は、非常にギャップというか、格差はますます生じる傾向にあるというふうなわけでは考えられるのです。その点は、都道府県の財政状態とにらみ合せて、こういう県においては半分以上貸すとか、あるいはまたそれに対しては若干減らすとか、こういう形ができるわけじゃないんですか、この法律は、この点いかがですか。

○政府委員(中野正一君)　いま御指摘のように、国の助成の率と貸し付け金の二分の一ということになって、各府県の実情というか、財政力というか、そういうものを考慮してやってはおりました。この問題は私のほうへも二、三そういう意見も出ておりました。今後の問題として十分検討してまいりたいと考えます。

○中田吉雄君　来週の日曜日に尋ねたいと思っておりますが、各府県の財政力とこの近代化資金の使い方との関係の一覧表をいただきたいと思ひます。希望しておきます。

○政府委員(中野正一君)　資料として提出いたします。

○向井長年君　特にこういう無利子な金は、これほだれでも借りたがりますよ、借りたがるといふよりも回してほしいですよ。だからいま長官は、一応そういう要望があるから検討すると言っておりますけれども、これは事実上そういう格差が生じてくるということとは明らかだと思ふんですよ、二分の一です。それから、そういう問題をやはり先ほど言ったように、中小企業の多いところは貧弱県が多いいんだ、そういうところをやはり力を入れるためにも、これはやはり検討ではなくて、早急にこれを何らかの措置をとる必要があるんじゃないか、こう思うわけなんです。それは中小企業に熱心だということけれども、これはやはり中小企業の育成強化という問題については、冒頭に質問しておるうちに、県自体ではできません。事実上政府の力をかりなければ、あるいは国の力をかりて予算化しなければ、金融を十分ならしめなければ、これは実施できない、こういうところにあるから、これはやはり非常に格差は、何といいますが、格差が生じてくるおそれがあると思ふんですが、これは検討だけじゃ困ると思ふんです。何か具体的に長官考えられていますか。

○政府委員(中野正一君)　まだこの問題は検討段階だと、いいます。これはもちろん本年度予算のきまるときに、こういう問題は決着を一応つけておきますので、今後の問題として早急に検討させていただきます。いま御指摘の通りです。

○向井長年君　これは無利子ですからね、問題。前に池田総理が近代化資金については利子を若干取つても、低利を取つてもひとつその額を多くしたほうがいいじゃないか、こういう意見が前に出されておったと思ふんです。これについては現在は何ら考えておらないんですか。

○政府委員(中野正一君)　これも一種の、金融ではございせんが、金融に類した措置でございまして、貸し付け金でございまして、当然これは安い金利でもいいから金利を取るべきじゃないかという議論は前からございまして。しかしこれをかりにやります場合には、相当もとの原資というものをふやさなければ意味がないんじゃないかという議論も成り立つわけでございまして、はたしてそういうふうにならうかどうか、むしろ無利子のこういう金——主として金融ベースに乗りにくいような業者というものの近代化をやりたい、あるいは一方では中小企業の共同化ないし協業化を大きく進めていくという大きな政策的な意味があるわけでございまして、われわれとしてはやはり無利子の金で元金をもつとふやしてもらうということが、政策的にはベターではないかと現段階では考えております。

○向井長年君　それは理想としては元金をふやして無利子はいいことではないんですよ。しかし産業公害防止、汚水処理ですか、こういう問題にしても七年から九年になる、こういう期間を非常に長くしておるが、これは非常にけつこうだと思ふんですが、償還期間を長くすることは、ところが事実上、その資金の調整をはかって出さなければできない、こういう結果が出てくるんじゃないか。うか。いうならば、総額が少なくて、県が用意しても国が出し得ない、その調整をはからなければならぬ、こういうかつこうになれば、幾ら償還期間を延ばしても、何ら意味がないじゃないか、こういう感じもするし、あるいは先ほど言ったように若干の利子を取つても総額がふえてくるのによってその価値を深める、こういう問題とのバランスというものはどう考えられておるのか。幾らでも財源はあると、県と半分負担すれば国は幾らでも出すのだ、こういう態度であるのか、やはりこの償還期間が延びた以上は、やはり総額というものはある程度制限されてくる、これはどうなんですか。

○政府委員(中野正一君)　いま御指摘の問題は、

非常にいろいろ関連するところが多くて、通産省としてもいろいろ研究はいたしておりますが、現在のところではやはり無利子のこういう貸し付け制度を続けたほうがいいんじゃないかと、結論になっております。かりに金利を取るといふことになりまして、いわゆる金融ベースといふものとの差がなくなると、むしろ現在ある中小企業金融公庫等農林関係のものをやっておりますが、そういうものにたえば利子補給等をやつて、安い金利の金を金融ベースで考へていったらいいんじゃないか、こういう問題にも及びまして、現在のこのように非常に中小企業の皆さん方からは喜ばれておられるこの制度の存立そのものにも響いてくるというふうなこともございまして、なかなか簡単に結論が出しにくいわけでありますが、いま先生御指摘のような点も考慮いたしまして、この点も今後の問題として検討させていただきますと思います。

○向井長年君 そうすると、長官は先ほど言ったように都道府県が国に要請をして二分の一は持つから二分の一はぜひ出してもらいたいということ、全部この償還期間であつてもまかなえるということですか。

○政府委員(中野正一君) それは十分まかなえるわけでありまして。

○向井長年君 ところで、先ほど言った検討するということですが、いわゆる弱小県と大企業とのそういう比率をどう考えられますか。

○政府委員(中野正一君) 先ほど申し上げましたように、弱小県といふか、財政力の弱い府県等です。そういうことをしたらどうかというふうな要望も出ておりますが、いまだどういふ県についてどの程度の差をつけたほうがいいのかというふうなような案は、現在のところまだ考へておりません。

○中田吉雄君 このいただきました「中小企業高度化資金の貸付状況および貸付条件等」という中に償還期間というのがございまして、これは農林省の農林漁業金融公庫等と比較してみても、いかに償還期間が短いわけですね。私の世話をした農

業倉庫なんかは据え置きを含めて二十年なんです。ひとつはやはり、きようは答弁を求めませんが、償還期間を七年とされた理由、これで十分ペイしていくようなことになるのか。なぜ農林省には農林漁業金融公庫は二十年というふうなのがある、農林漁業金融公庫の業務規程を見てもそうなっているのです。そうして中期融資だといわれている農中です。もう今度は十二年くらいに償還期間を延ばしているのです。私は、中小企業に對しては、やはりこの償還期間では無理じゃないかと思つて、ひとつそういうことについて尋ねたいと思つて、どうも農林漁業金融公庫などのものと比較して、どうも農工商関係は、それは回転率も早いでしょうし、少しシビア過ぎやせぬかというところで御質問しますから、ひとつ農林漁業金融公庫、農中等のほうも見てきていただきたいと思つて、希望しておきます。

○委員(長田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(長田雅孝君) じゃ、速記を始めて。

○向井長年君 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案が先般提案説明されておりますが、これまた先ほど言ったように、省、政令が相当出されると思つて、これは問題、税金の完納とか、あるいはまた事業の同一場所とか、そういう問題が中心になるようですが、この政令について、まず説明いただきますか。

○政府委員(中野正一君) いまお手元に、今度の法律案の改正は、特別小口保険制度を通じていわゆる無担保無保証の、担保も取らず保証人も取らずに、地方にありますが、保証協会の三十万円を限度として無担保無保証で保証して、これを市中の金融機関にあつては融資をさせよう、こういう制度でございまして、この政令のほうは、特別小口保険の保険料率をきめるということでございまして、これは政令に譲つてございまして、法律にございせん。したがつて、これは百万分の十四、それから第一種保険は、百万分の十九を十八に下げる、こういう内容の政令でございまして。

それから、いま申し上げました特別小口保険につきましても、小企業者、これは従業員五人以下、商業、サービス業については二人以下のものを小企業者という、従来からそういう規定になっておりますが、これにつきましても、保証協会が保証した場合に、これを中央にありますが、中小企業信用保険公庫に補てんするわけでありますが、この補てんの限度額が三十万円、これは事故が起つた場合に保険公庫のてん補率といふんです。損害をてん補する率を、一般の場合は百分の七十、七割をてん補するわけでありますが、この小口保険については、危険が多いというので八割をてん補しようという、災害並みでございまして。

それから対象となるものは小企業者であつて、一定の要件を備えておるもの、すなわち、通産省省令で定める要件を具備しておるもの、その要件がいまお手元に配りいたしました横書きの「小企業者の具備すべき要件」でありまして、これは同一市町村——特別区を含むといふんです、同一市町村の区域内で、最近三年間同一の事業を行なつておること、二番目に、所得税、法人の場合は法人税、及び地方税であり、その事業税を最近一年間納付しておること、この二つの要件がある場合には、ごく簡単な審査で保証協会が三十万円まで保証をして、これを銀行等の金融機関にあつては融資をして金を借りられるようにしよう、こういうことでございまして。

○向井長年君 非常にわれわれ歓迎すべき法律だと思つて、しかし、これは金融の常道から考へて、無担保、無保証という問題については、これは非常に何といふんですか、けつこうな方法である。しかしながら、これによって保証が非常に安易に流れるおそれがある、あるいは協会自体の、何といふんですか、協会自体が危機になるおそれがあるんじゃないか、こういう憂いがあるのです。非常に歓迎すべき一つの改正ではありますけれども、しかしながら、そういうことによつて基礎が危うくなるのではないかと老練的に感ずるのですが、この点どうなんですか。

○政府委員(中野正一君) いま御心配のような点もございまして、いま資格要件をある程度しぼつておるわけでありまして、この程度の資格を持つておるものであれば、人的信用で、保証人とか担保なしに保証協会が保証してもいいのじゃないか。その保証協会の保証状によつて金融機関が金を貸す、こういうことになるわけであります。実は各地に、いま保証協会が全国に五十一あります。各保証協会とも、ぜひこの制度をやらしてほしい、そのかわり、保険公庫のてん補率を上げてほしい。七割でなくて今度は八割にしたわけでございますが、災害補償並みでございまして、したがつて、このために保証協会はむしろ非常にこの制度の実現を喜んでおるといふか、協力するような態度でございまして、その心配はない。この程度の資格でしぼつておれば、そんなに事故率が非常に多いというふうなことはない。もちろん、こういう証明書を持つてまいりまして、たとえばその金を、これは例が悪いかもしれませんが、何か競輪の金にでも使つて、そういうふうなことがないように、そういう審査はあります。それから、その業者が過去において協会で事故を起こしてはいないかというふうなことに、簡単な審査は、これはもちろんやるような仕組みになっております。

○向井長年君 同一市町村で同一事業、あるいはまた納税、こういう二つの要件ですね、この要件さえ満たせば必ず借りられると、こういう形になつておるわけなんです、これはもう特に簡易に迅速に金が借りられるということが特色だと思つて、ところが、そうすれば、まず考えられることは、中小企業の中で零細企業です。小規模です。こういう中で、納税ということ言われれば、けれども、実際、納税できないところがあると思つて、この全国的な納税比率といふものはどうなつていふんですか。

○政府委員(中野正一君) 申し上げます。昭和三十五年度の数字を申し上げますと、この対象となるいわゆる小企業者、従業員五人以下のものと目

されるものの数が、二百六十二万程度あるわけでございます。このうちで、所得税、事業税両方納めておるものが八十万、事業税だけを納めておるものが二十万、したがって、税金を納めておるといふものは、二百六十二万のうちの百万ということになります。それから、これは昭和三十八年度の部分的な調査であります、これによりまして、事業税、所得税、法人税等を納めておるものは、小企業者のうちで約百万人ということになっております。

○向井長年君　そうすると、二百六十二万の中で百万の諸君が借りられる要件を備えておるが、あと百六十二万の諸君は借り得ないということですか。

○政府委員(中野正一君)　今度の制度の恩典には入れないわけでございます。したがって、そういうものについて何か別の資格基準というようなものを検討せなければいかぬのじゃないかということはいま研究いたしております。ただ、従来からある制度によりまして、いわゆる保証人を、たとえば身寄りの者等の簡単な保証によって貸すというような制度は従来からございますので、従来からある制度をこういう方々は利用していただく。しかし、これはもちろん保証協会の保証でございますので、全然相手方がすぐもう事故を起こすというようなことははっきりしておるというようなものについては、実際問題として、ある程度の利益をあげておるものでないと、それは保証の対象にならぬというようなことは、これはケース・バイ・ケースで考えていかなければならぬと思うのですが、従来からある制度にこの制度をプラスをしたということになっているわけでございます。

○向井長年君　そうすると、長官、これは若干税金を納めてまあやれるというのは、その中でも、ある程度いいところなんです。二百六十二万あって、百万以外の諸君はそれ以上に困っているというところなんですよね。そういうところは、従来のかっこうでやるとか、その他でやりなさい、また将来検討しようということであるとするとするなら

ば、そういう小規模の諸君の全般を考えた法律じゃないということになるのですからね。これはちょっと不合理じゃないですか。

○政府委員(中野正一君) これは御承知のように、中小企業の信用力が不足しておるので、それを補完しようというのが保証制度というのができているわけでございまして、その意味で、いま御指摘のように、何といいますが、そういう非常な零細な困った、金融的にも非常に借りにくいというようなものにどうするかというようなことは、別個の問題としてこれは考えないと、今度の保証制度というのは一種の金融でございしますので、それに、幾ら保証にしても、やはり限度はあるというふうに考えざるを得ないと思います。

○向井長年君 税金が、納税の範囲に入らない中小零細企業でも、これはやはりまじめな企業があるはずなんです。したがって、そういう問題についてはやはり審査等もして、そういう中からやはりこれを適用するということを考えないのですか。

○政府委員（中野正一君） いまのところは、こういう税金を納めておる程度の、この程度のものであつても、相当人数の会社もございますし、また、そういう方々にも、なかなか実際、担保提供とか保証人をとるといふようなことで、非常に実際問題として保証協会の保証制度が利用しにくいという声が非常にいまでであつたものですから、そういうことを考えたわけでございまして、いま先生の御指摘のような、免税点以下の収入のあるもの、これはいろいろ控除がございます。大体いまの計算では、一年間所得が三十万円以下のものは、いろいろな基礎控除がございます。そのため、かりに健全な経営をしておつても、御指摘のように、免税点以下になるために借りられないといふものも出てくることは事実でございます。こういう点については、今後この制度を運用いたしまして、各地の保証協会の保証の実情等を見まして研究してまいりたいと思ひます。

○向井長年君 どうもちよつとそれがわれわれ納

得できたんですがね。一応そういう納税ということを基礎にいたしたことはわかりますけれども、しかし、せっかくこういう無保証で三千万円も、迅速に簡易に借り得るという道を開いて、實際借りたところは、その百万以外のところに相当多いんじゃないか。国民金融公庫のいまの貸し出しの例を見ましても、そういうほんとうの零細なところが非常に利用価値を持っておる。そういうところには、もちろん保証人さえ立てれば考ええるところは、こういう一つの基準をもって無担保で貸すんだというかどうかであるならば、それが大半であるならば当然私はいと思うんですよ。しかし、金国で二百六十二万あって、百万程度の諸君だけを優遇するというになれば、半分以上です。これは。そういうことはいいことであるけれども、該当者がほとんどはずれる、大半はずれるということについては問題があるんじゃないかということですよ。だから、一つの基礎として納税というものをを出しておることはわからぬとはなないけれども、それ以外においても、やはりまじめな小規模の事業者が無担保で、しかも迅速に借りたいという要望があるものに對しては、これは保証はしないんだ、いままでもおり保証人を立てるとか、あるいは担保を入れない、こういうふうなことになるということは、ちょっと片手落ちじゃないかということなんですがね。それに対して、この法律を改正する前に、そういう問題は疑問にならなかったですか。

○政府委員(中野正一君)　そういういま御指摘のような問題も出てまいっておりますが、これは保証協会といういろいろわれわれも相談いたしました、こういうことに踏み切ったわけでございまして、まず、これでも、先ほど言いましたように、百万程度の以上対象はあるわけでございまして、まずこの程度のものであれば、ごく簡単な迅速な手続でやれるということでございますので、踏み切ったわけでございまして、自後の問題については、今後の実施の状況を見まして、これは三、四月分あ

るいは半年ぐらい実行してみれば相当実績も出てまいりますし、実情も十分把握できますので、その上で、さらに研究してまいりたい。というのは、この資格要件は——いまこういう資料をお出ししておいて、そういうことを言うのは不見識じやないかとおしかりを受けるかもしれません、この資格要件は通産省令で定めるところのことになっておりますので、また、保証協会の一部では、もう少し条件を緩和してもらったほうがいいじやないかというふうな意見もございしますので、実施してみた上で、ひとつそういう点も、いま御指摘のような点も、どういう方向でやったらいいのか、一部には住民税を納めておるところを要件にしたかどうかという御意見もございしますが、住民税を納めておるところだけでは、いわゆる健全な経営をやっておるかどうかというメルクマールにはやや足りないのではないかという気がしておりますので、そういう点も今後の問題として研究してまいりたいと思います。

○向井長年君　そういう場合ですね、これはいまでも国民金融公庫で、そういう一つの団体というか、私的な保証協会ですか、相互扶助的ななをつくっておるところもあるのですがね、言うならば、保証人を、そういう保証協会なるものを私的につくって県に届け出て、それで認可を得てやっているところもあるのですよ。そういう形をこういう場合も利用できるかどうかということですよ、免税点以下の諸君にも。

○政府委員(中野正一君)　いま御指摘のような保証制度でございすね、そういうものを利用できる方は、その保証をもとにして、保証協会がさらに保証し、金融のあつせんをすることは十分考えられることでございます。

○向井長年君　いや、私が言っているのは、この二つの要件を満たしておる人は、もう要らないわけですね。要件を満たさない、いわゆる税金を納めていない諸君が、ほんとうはこれは適用できないわけです。ところが、そういう諸君のみが寄つて相互扶助的な相互保証協会のようなものをつ

くって、そうして、こういう無担保で無利子で無保証で借り得るのかどうかということですよ、できるのかどうか。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘のような場合は、今度の制度というのは御承知のように、こういう対象のものに保証協会が保証をして、そして銀行へこれの融資のあっせんをした場合に、国で保険をしよという意味で、中小企業信用保険公庫で保険をしてあげよう、危険率が少し高くなるから。したがって、いまの御指摘のような場合は、いまの保険制度には乗らないというようなことになるとかと思ひます。

○向井長年君 そうすると、結局、この二つの該当以外の人は、この適用は全然だめだ、こういう結果になりますね。

○政府委員(中野正一君) そういう結果になると思ひます。

○向井長年君 そうすると、これは、その第一段の要件はどうもわれわれ納得できないのですが、納得できないというよりも、非常に適用範囲が狭いから、何とか方法を講じなければならぬという感じをするわけですが、次に、この同一場所の問題、これは、同一場所というのは、どういう同一のことを言っておるのか、行政区画を言っておるのか、いわゆる市町村的な行政区画であるのか、この点どういふことですか。

○政府委員(中野正一君) 同一の市町村の区域内ということになりますから、その間に移動してももちろん差しつかえありません。同じ行政区画の市町村を考へておられます。

○向井長年君 行政区画と言へば、府県もそうですがね、行政区画に入りますからね、府県あるいは区あるいは市町村というようになつてくるわけですね。そういう点、何を考へて同一場所と言はれるか。

○政府委員(中野正一君) 同一の市町村というふうに考へておられます。

○向井長年君 そうすると、言うならば、大阪なら大阪をたとえて言うならば、その市町村で現在

の事業所がその範囲内で移転されておつてもいいということですか。

○政府委員(中野正一君) 御指摘のとおりでございます。

○向井長年君 しかれば、こういう同一事業所という単位をとつたのは、どういふ理由なんですか。

○政府委員(中野正一君) これは、先ほど申し上げました、保証人もとらずに、人的信用だけで金を保証して貸そうというわけでございますので、少なくともやはり同一市町村に三年間も同じような仕事をやっておるものであれば、相当やはり健全経営と見ていいじゃないだらうかという、そういう意味のメルクマールにしておるわけでございます。

○向井長年君 健全事業というものは、必ずしも同一場所じゃなくても健全事業は営まれると思ひます。若干場所が変更されても、最近におきましては、事業が拡大すれば変更する場合が多いのですよ、そういうやつはいけません、一応見方としては、三年以内に同一市町村でなければならぬと、こういう規定づけですが、これはその趣旨に反するのじゃないですか。変更しても健全であるならば、これはやはり適用してもいいということになるのじゃないですか。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘になつたようなこともありますが、これはなかなか、できるだけ客観的な基準によつて処理するようにしたいと考へておるものですから、それで、全然同じところというのは、零細企業者でございますので、これはお気の毒だと。それで、まあ同一の市町村の中であらばいいじゃないか。また、証明等も、調査したりするときも、そういうものが簡単にできまふし、それで、同一の市町村の区域内であれば、移動しておつても差しつかえないと、こういうふうにしたわけでございます。

○向井長年君 一応の基準と考へていいんですか。それとも、やはり調査をして、まあ納税の証明書があると。それから、その場所について

は、変更しても、いま言つた一つのいろいろな要件を持つて場所を変更すると、そういう場合においては、やはりその実態に即応して適用するかしないか判断するのですか。それとも、絶対いけな

い、市町村だという考へですか。

○政府委員(中野正一君) これについては、例外は認めないつもりでございます。ただ、これは本人の申告というか、疑わしい場合には協会のほうで調べるといふようなことになると思ひます。

○向井長年君 基準としてはわかりませんが、これは、それが絶対的なものであるということとはどうかと思ひますがね。場合によれば、この区は、あるいはこの町は、最近非常に細分化されたり統合されたりして、町村の区画変更がだいぶあるわけなんです。そういう場合に、川一つ隔てて向こうへ行つて、大きいから、若干の店を持つた、こういう場合においては、町村が変わつてしまつた。そういうことはあるでしよう、事実。そういう場合には、川向かいに移転したからだめだ、町村が変わつたからだめだ、こういう結果が出てくるのですが、そういうこともいけな

いということですか。

○政府委員(中野正一君) 具体的ないろいろなケースにつきましても、また保証協会とも十分連絡をとりまして、いろいろ通達においてこまかい実施要領というふうなものをつくりたいと思ひますので、そういう際に、非常に不合理なことのないように措置したいと考へております。

○向井長年君 そうすると、若干そういう実情に即応して、それはやはり協会とも連絡しつゝ、その趣旨に沿うようにやろう、原則はあくまでもこれだ、というふうなことで理解していいんですか。

○政府委員(中野正一君) これは省令で要件を出しますので、この要件自身は、このとおりにはやりやつていただきたいと思ひます。

ただ、いま申し上げましたように、いろいろこのううううに書いてありましても、たとえば同一事業というものはどの範囲だというふうなことも

ございますので、そういうこまかい点については、実施面の詳細な通達等で実態に合うような措置をしたい。これが原則で、例外は幾らでもあるのだというふうにお考へになると、ちよつとやはりぐあいが悪いかと考へております。もう少し実情等も調べまして、解釈等についても、できるだけやはり明確にするように通達を出したいと思つております。

○向井長年君 その通達の案はできていますか。

○政府委員(中野正一君) まだ実は、これはいま研究中でございます。一つは、できるだけ簡易迅速なもので措置するようにということもござい

ますので、そういう点も含めまして、この法案が通れば、すぐそういう実施面の点について、まあ、いろいろ打ち合わせはやつておりますが、保証協会の意見はやはり十分聞かなければいけませんので、そういうふうによつてまいりたいと思ひます。

○向井長年君 そうすると、その同一場所の問題については、まず、あくまでも原則は市町村区画単位である。しかしながら、実態に即応しない問題もあるかも知れぬから、これは十分研究し、実態に合うように、通達なり省令で出したという

ことですね。そういうふうな解釈によろしいです。

○政府委員(中野正一君) そういうふうな御了解をいただいてけつこうだと思ひます。

○向井長年君 次に、同一業種の問題については、どう考へておられますか。

○政府委員(中野正一君) これも同一事業をやつてゐるかどうかということ、社会通念という

えないと思います。

○向井長年君 業種が変わったからいかぬというの、どういう意味ですか。

○政府委員(中野正一君) これも要するに、三年程度大体同じ系統の仕事をやっておるということであれば、相当信用力があると見ていいじゃないかという考え方でございます。

○向井長年君 そういふ一つの見方もありまじやうし、その業種が發展的に拡大して、若干その業種が、言わば、いままで小売り商をやっておった、それが若干實力を増して製造加工場になつていく、こういうこともあり得ると思ふのです。したがつて、これはただ単に画一的に同一業種ということではなくて、実情にやはり合った形を考へてゐるのではないかと思ふのですが、こういう点は、いま私が言つたようなかゝつてよろしいのですか。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘のような点も、これは同一系統の事業をやつてゐるというよりな場合は含めても差しつかえないと思ひます。

○向井長年君 長官、同一系統の事業しかいけませんか。その事業が三年の間に、ある程度変わった業種をもつて営業をやつてゐる、しかも、同一場所において納税をしてゐる、こういうところは、それが該当しないということになりますか。

○政府委員(中野正一君) 全然分類上違つた業種をやつておるということになりますと、一回その事業をやめて、また別の事業をやつてゐるという考へ方になるわけでございますので、そういう場合には、極端にもう業種を違つたものに転換してゐるというものは、この基準に該当しないというふうに考へております。

○向井長年君 そういふことを、これは百万と言われておるが、そういう実情をやはり調査しなければ貸し得ないということになるのではないですか。一方的な申告じゃだめでしょう。申告しましても、ほかにいろいろ手続をしましても、やはりその実態調査をやつたことになりまじやうね、事実上。そうすれば、簡易迅速ということがモツ

トであるけれども、やはり調査をしなければならぬという結果が出てくるのではありませんか。

○政府委員(中野正一君) これは同一市町村の中に三年間住んでおつて、大体同じ系統の仕事をやつておるということでございますので、本人の申告によつて、ごく簡単な調査でわかるのではないかと、いふふうに協会あたりは見えておるわけでありまじやう。

○向井長年君 協会で、どれくらい人がおるか知りまじやうけれども、金の問題であれば、これは金融の常道だと思ひますが、ある程度本人の申告だけで、はい、よろしい、貸してあげまじやうと、すぐ借り得るということでは予想できない。政府の資金であるが、銀行であるが、いま国民金融公庫が非常に簡便ですけれども、あれでも実態調査が非常にやかましい。そういう形で、今度この保証なり担保も要らないという形の、非常に簡易な形で一つの改正が出ておるまじやうけれども、やっぱり事業所の問題とか、あるいはその他の信用状態とか、そういう問題はやはり個々に信用協会等が調査に行くのではなからうか。また、当然行くべきであるという考へ方を持つわけですよ。そうなれば、ある程度の制限された人員ですから、相当、やはりあと回しというふうなかつて、期間が長くなるということも予想されるのですか、この点はどうか。

○政府委員(中野正一君) ちょっと、現在の保証協会の保証制度でどのくらい日にちがかかつておるかというのをアンケート調査によつてとつて見ておるわけでございますが、全体の保証を通じまして平均しまして、窓口に来てから保証をするまでに要する日数が、これは従来からある小口保証です、それから第一種保証、第二種保証と、こうございしますが、全体を通じて二十日ぐらひになつております。ところが、小口保証については、所要の日数はほんとに短くなつております。たとえば東京の保証協会の例によりますと、これは御承知かと思ひますが、保証には、いわゆる金融機関に金を借りに行つて、それじゃ保証協会の保

証をとつていらつしやいというふうに言つてきて保証協会に来る分と、これは追認保証と言つておるまじやうが、それから、そうでなくて、最初に保証協会に来て、何とか借りたんで、保証して金融機関にあつせんしてもらいたいと、あつせん保証と言つておるまじやうが、この追認保証とあつせん保証と二つございまして、この小口保証で、金融機関のほうから回つてきたもの——追認保証する場合は、これは即日決裁ということ、現在でも一日二日でやつておるまじやうであります。それから協会の窓口で最初来たものは、これは金融機関からあつせんしなさいといふので、金融機関からの要するに承諾通知が来ないと保証しなせん。したがつて、これでも大体一週間程度で小口保証は現在でもやつておるわけでありまじやう。今度の制度になりますと、もちろんこれは、税務署等に行つて証明をとつてこなきゃいかぬという手続はございしますが、保証人を立てる必要はございせんので、その証明書を持ってくれば、先ほど言つたやうに、その人が過去においてその保証協会で事故があつたかどうか、それから金の使途がやはり事業資金にちゃんと使つたかどうかといふふうな審査をいたす程度にいたしました。また、三年同じ場所に住んで同一市町村で同じような仕事をしておつたといふことの調査も、比較的簡単にできるんじやないかと考へておりますので、現在の小口保証よりもさらに短い期間で——二、三日でこのあつせん保証の場合でもできるんじやないか。これは、相当部分が今度の場合ではあつせん保証になるんじやないかと思ひますが、これも従来の小口保証の半分程度の日数でやらせるように、保証協会の指導したいというふうに考へております。

○向井長年君 その指導はけつこうですけれども、それは長官、ちょっと甘いと思ふのですよ。いままでであるならば、私も世話した経験ありますが、保証人を立ててゐるから——保証人を立てなければ、あるいは場合によつては、担保を入れなければ、協会が保証しないのですよ。したがつて、保証人というものは、ある程度経済的な能力のある人が立つておりますから、これを信用してそういう手続も早い場合があるのですよ。今度は保証人がないから、かえつて保証協会は、いま言つた調査というものが出てくるということなんですから、そのいままでの例を金城湯池のようになつたやうに言われることは、私は逆な場合があり得ると思ふ。それはいままではみなさうですよ。保証人はりつぱな保証人を立ててゐるから、若干簡便に借りられるわけですよ。そういう点が、今度の場合は、私は逆な場合があり得ると、それは二月も三月もかかると思ひまじやうけれども、しかし、簡易迅速という場合においては、そういう問題がやはり調査対象になつて時間を食わざるを得ない、こういう結果が出てくるのではなからうかという点です。この点いかがですか。

○政府委員(中野正一君) これは実際、保証協会の窓口のやり方の問題になりますので、いま保証協会と打ち合わせ中でございますが、先ほど私が申し上げたやうに、これはごく簡易な審査によつて保証しよう、そのかわり、先ほど申し上げておるまじやうに、この保証の対象になる要件というものは、ある程度しぼつてゐるわけでございますので、審査等は簡単に早くやるということになければいけないのじやないか、そういうふうな持つていきたいと、こういうふうな思つております。

○向井長年君 次に、この信用保険の小企業者の定義の中に、企業組合を今度新しく挿入しましたね。これはまあ協同組合的ないわゆる団体だと思ひますが、これは、今度新しく入れたというのはいか理由がありますか。

○政府委員(中野正一君) これは御承知のやうに、企業組合といふものは、主として零細な業者の方々が集まられて、資本と労働をその組合に投入して、各組合員といふものは従業員に半分以上なるというやうなことで、まあ事業者としての資格を失うといふくらいな形になつてゐるわけでございます。したがつて、企業組合といふものは、

一種の会社に近い経営をやっているわけでもない、かりに小企業者——中小企業のうちで特に零細なものについて、こういう制度をやるということになる、やはり中小企業者のうちの零細企業者の一員として企業組合は当然扱っていいのじゃないかという議論になつてくるわけでございます。これは申しわけないわけですが、従来からこれはむしろ入れておくべきものであったものを、落ちておつたというふうに私は考えております。

○向井長年君 ちよつと速記を……。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。

他に御発言もなければ、本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十六分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、鉱業法の一部を改正する法律案(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二号)(第一六五三号)(第一六五四号)(第一六五五号)

第一六四九号 昭和四十年四月三日受理

鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願

請願者 熊本県荒尾市長 古閑幹士

紹介議員 沢田 一精君

鉱業法の一部を改正する法律案を修正し、左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、改正法案百八条の二(一定の地上施設等に対し地下鉱業から地上事業への損害賠償請求権)、百八条の六(同じく地下鉱業より地上事業への施設設置の停止または計画変更の請求権)及びその関連規定は削除すること。
二、既存の鉱業権と既存の他の事業との調整についても、改正法案に新たに「指定調整地域」(仮

称)を設け、この地域に関し、地元市町村長の意見を尊重した調整規定を新設すること。

三、鉱業権・地上権益間の紛争の予防的、公益的調整の効果を高めるため、一般に施業案の認可または変更内容を関係者に事前連絡する規定を設けること。(改正法案二六六・四十三の二・百八・百八十七の各条)

四、鉱業の実施が鉱業権の取消しを要する程度に公共の福祉に著しく反するや否やを認定する発案権を地元公共団体の代表にも認めるとともに、地方鉱業審査会は独立して権限を行使し、その委員構成は、公益代表としての地元公共団体の代表を中心とすること。(改正法案五十三・三十五の二・百六十五以下各条)

理 山

鉱業法の一部改正法案中、新たに設けられた「鉱業と他の事業との調整」問題として、既に北九州市自体並びに同市内の重要産業と石炭鉱業との間に重大な事態が生じており、政府並びに国会においても、その調整方法について調査、検討され、この件さへ局地的に解決されれば、この改正法案はそのまま成立せしめる意向であるやに察せられるが、本来この改正法案が包蔵する問題は、単に北九州市問題が解決しても、終局的に解決するにあらず、問題の百八条の二及び六並びに関連の調整規定がそのままに存するかぎり、ひとり産炭地市町村のみならず、新産都市として指定された市町村等においても更に第二、第三の北九州市問題が生起する可能性があり、現に産炭地にして同時に新産都市町村たる常磐地区等においても同様の新たな事態が生じている。

第一六五〇号 昭和四十年四月三日受理
鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願
請願者 山口県宇部市長 星田寿雄
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五一号 昭和四十年四月三日受理
鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願

請願者 北海道夕張市長 橋内末吉
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五二号 昭和四十年四月三日受理
鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願

請願者 佐賀県多久市長 藤井儀作
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五三号 昭和四十年四月三日受理
鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願

請願者 福岡県田川市長 坂田九十百
紹介議員 劍木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五四号 昭和四十年四月三日受理
鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願

請願者 茨城県北茨城市長 豊田実
紹介議員 鈴木 一司君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。

第一六五五号 昭和四十年四月三日受理
鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願(二通)

請願者 福島県平田市前二二常磐地方新産業都市建設推進協議会内 大和田弥一外一名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一六四九号と同じである。
四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第二条の二第一項中「支払期日は」の下に、「親事業者が下請事業者の給付の内容について検査を

するかどうかを問はず」を加える。
第三条中「直ちに、」の下に「公正取引委員会規則で定めるところにより」を加え、「内容並びに」を「内容、」に、「及び支払期日」を「支払期日及び支払方法その他の事項」に改める。
第四条第七号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に改め、「行為をした場合」の下に「又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。
一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料(以下「原材料等」という。)を自己から購入させた場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を差し引き、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者)をいう。による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

第六条中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に、「又は同条第三号」を「若しくは同項第三号」に改め、「行為をしたかどうか」の下に「又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうか」を加える。

第七条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、「その下請代金」の下に「若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息」を加え、同条第二項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号の一に該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第八条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

昭和四十年四月二十八日印刷

昭和四十年四月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局